

平成25年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成25年6月18日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 15番 佐藤富男君（P 57～P 78）

No. 5 9番 小林重夫君（P 79～P 96）

No. 6 4番 藤田節夫君（P 97～P 108）

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。それでは、通告第4、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 東京電力原子力発電所爆発事故と村民の健康対策について

○15番（佐藤富男君） 15番。

それでは、通告いたしました一般質問、いわゆる東京電力原子力発電所の爆発事故と住民の健康対策についてという質問をこれから行いたいと思います。

この質問を行うに当たりまして、放射能の原発事故問題も本当に3・11、平成23年から2年を過ぎまして風化の一途をたどっていると。そしてもう本当に今現在、おもてを見ても0.33マイクロシーベルト、西郷役場前です。今モニタリングが出ていますけれども、通常0.4マイクロシーベルトぐらいあります。この0.4というマイクロシーベルトは通常原発事故前は0.04マイクロシーベルト、結局10倍ぐらいの放射線が今、西郷村の役場前に降り注いでいるという状況です。

しかし、我々がそういった10倍もの放射線を浴びていながら、色もないし、においもないし、何もない、だから何でもないんだという、いわゆるメディアにそういう一つの世論をつくり上げてこられたと私は思っていますが、そういう中でどうしても我々もその中に入ってしまって、いつの日か、本当にわずか2年かそこらで洗脳されて何でもないんだというような状況になっているんじゃないのかなと、非常に思っております。

しかし、現実ほとんどない、本当に深刻な問題もいろいろなところで出てきております。ただ、この放射線の低線量被ばくの長期によるものについては、まだ学説的にもさまざまなご意見がございますし、決まったものではない。また確定的な結論は出ていないと思います。そういう中で、先日、1番議員も最初に教育長にちょっと答弁いただきました。私もこの放射線の問題について意見を持っておりますが、常に教育長が言われている、いわゆる正しい放射線の考え方についての云々のお話ありました。

ここで改めて、教育長は子どもたちを守っていく上での放射線に対する考え方、どのような考え方をしているのか、改めてここでもう一度確認しておきたいと思いますので、まず、教育長からご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤富男議員のご質問にお答えいたします。

子どもの健康、放射能のこと等、特にどのように考えていくのかということであり
ます。

これは、放射能を特段にとということも含めて子どもの健康、極めて大切なことであるというふうにまず思っています。西郷村でも心力、知力、健康、体力ということバランスよく教育したいと、教育活動のほうを通してというふうに思っていますので、そういう中で放射能のことも大事に考えてまいりました。放射能のことについて、あのことが始まる前はいろいろわからない部分がたくさんございました。そういうことにつきましているいろいろ国を挙げて、県を挙げて、村を挙げて勉強する中で、わからないことが少しずつわかってきて、そしてできれば迅速にそのことを取り入れて子どもの対応をしていくというふうに考えてまいりました。

私たち大人が子どものことを、あるいは子どもの命を守るということをしなければ、子ども自身で守ることがなかなかできませんので、そのことはよくよく肝に銘じて子どもの放射能からの健康、そういうことを考えていきたいというふうに思い、また取り組んできたつもりであります。今後もそのように考えてまいりたいと思っております。（不規則発言あり）このことが起きてから、わからない部分含めて、まず正しく理解するということが必要だというふうに思って正しく怖がり、正しく対応するということを申し上げてきたつもりです。正しくということが先ほど申し上げましたように、なかなか難しい、わからない部分を含んでいましたので、正しくまず理解して、そして正しく行動する、対応する、子どもを守っていくと、そういう意味で使わせていただいた言葉でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 今、教育長から放射能問題について、正しく理解して正しく対応、そしてまた行動するというお話がありました。私は、それはそれとして立派なお考えでありますし異議はありません。ただ、教育長が正しく理解するその正しいという基準がどこにあるかということがまた問題。正しい情報をどこから仕入れてきて、その情報が果たして本当に御用学者の言われるそういった学説を言われているのか、または原発事故について厳しい目で見られていられる、例えば小出裕章さんのような学者のご意見を取り入れて正しく理解しているのか、ここに大きな差が生じてまいると思います。ただ、ここでそれがどちらが正しいということは私も断言できませんから言いませんが、非常に正しいというところに曖昧さがある。

そしてまた、申しわけありませんが、福島県も、東電も、政府も、メディアも、全てが福島県民の方々に対して放射能は怖くないんだ、健康に害がないんだという最初からありきで我々を洗脳したと私は理解しております。正しく理解しようにも、正しい情報が入ってこない。ましてや一番端的なのが爆発事故が起きたときに、なぜそのスピーディーというあの本当に住民が避難するのに一番必要なそのスピーディーの情報を覆い隠していた。それもまたアメリカがそれを発表してから日本が発表するという後手を踏んで、それが正しい本当に情報なのかどうかと考えると、まさにその正し

さはどこにあるのかということを見つめていかないと、本当の意味での原発事故に対する対策は打てないし、また対応も私はできないと思います。

この通常の10倍以上の線量の中で子どもたちが運動をし、生活をし、通学をしております。そしてまた食べ物も福島県のものも食べております。じゃ、本当に福島県の食べ物が安全なのか、これは安全基準というものもまさに500ベクレルとか100ベクレル、何百ベクレルと非常にその都度その都度、国の、政府の都合のいいときに変えてきている。これが本当に正しい情報なのかということなんです。そのことを私は一番危惧しております。

そういう意味でまずお伺いいたしますが、今回の福島原発事故とチェルノブイリ事故の爆発事故の規模等についての比較、これをどのように認識されておられるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

福島原発事故とチェルノブイリ事故の規模を比較ということのご質問でございます。ことし5月、発表しました国連科学委員会がまとめた報告書案がありますが、その中で、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散が周辺住民の健康に与える影響について、福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質は放射性ヨウ素131が100から500ペタベクレル、放射性セシウム137などは6から20ペタベクレル、チェルノブイリ原発事故と比べると放射性ヨウ素131が3分の1未満、セシウム137も4分の1未満だったとされています。

なお、1ペタベクレルは1,000兆ベクレルというふうに言われております。比較はそういう程度でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、日本の原発事故、放射能による健康被害については全てそのチェルノブイリと比較をして、チェルノブイリがこうだから日本の福島県の原発事故は安全なんだ、大丈夫なんだという原点から今学者の方々、また医療関係者もお話をされております。じゃ、本当にそれが正しいのかということ、これからいろいろな面でまたおただしをしてまいりたいと思います。

それでは、現在、原発事故が平成23年3月12日に1号機が爆発して以来、14、15日爆発されてきた。現在も今まだ放射線はそこから拡散されているんじゃないかなと思うんですが、この辺について実際東京電力福島第一原子力発電所の1号機、4号機についてのところから福島県内、または関東一円について、放射線が拡散されていないのかどうか、まずこのことについてどのように認識しているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在福島第一原発からの放射性物質の漏えい状況について環境省に聞き取り調査をしたところによりますと、原発からの放射性物質の漏えいが完全に止まっている状況ではない。わずかに漏れ出していることは確認されておりますとい

うことでもございました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 環境省ではわずかに漏れ出しているというお話ですが、そのわずかという量はどの程度でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 数字ではなくて、聞き取りでわずかだというしか確認されておられません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 環境省は、政府の常道手段というんですか、いわゆる全てそのように曖昧にして正確な数字は出さない。数字は出ているはずなんです。そして今も1号機は覆いをかぶせましたけれども、そのために1号機の中は大変な放射線量になってしまっていると。ましてや2号機、これもまた非常に出ている。3号機、爆発してまだ覆いをかぶせていない。4号機も使用済み燃料プールの爆発によって今現在もかなりヨウ素も含めて出ていると思います。これがきちんと数値は出ているはずなんです。それをわずかと言っている。そのわずかというのは何を基準にわずかなのか。ここが問題なんです。村長、どのようにお考えですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） わずかというのはどの程度か、数字は聞けばわかるのかもかもしれません。でもわずかというのはということですが、数字比較するしかありませんが、現在の話によりますと、原発の敷地内の線量がこれによって急激に上昇はしていない。それから、近隣市町村や当村、先ほどおもての数字出ましたが、上昇はしていないという状況も言っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私、村長を責めていません。しかし、情報がそのように覆われている。または教育長が言われるように、正しく理解するための資料がないんです。それでは村長、広島に原子爆弾が投下されました。その原子爆弾が投下されたそのときの放射線の量と福島第一原発が4基の事故が起きてからの拡散された放射線の量、どの程度だと思えますか。その差はどのぐらいあると思えますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原発とそれからチェルノブイリ、広島との数量の比較であります。福島原発とチェルノブイリのものは先ほど申し上げました。それで、今度は広島とチェルノブイリを比較いたしますと、これは各原発、原子炉事故による放射性降下物の放出量の比較、出典、スクープ50の(2)というところから出ています。そして、これは単位が10の15乗ベクレルというふうになってはいますが、その単位を除いて広島原発が0.1だとすると、チェルノブイリは89というふうになっております。890倍です。それから、セシウム134についてはデータはありません。ヨウ素については広島原爆が52だとすると、チェルノブイリは1300というふうになっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番、佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 非常に恐らく聞いていらっしゃる議員の方、また傍聴の方も言われていることがすごく理解しにくいと思います。そのように全てがそのような形で報道され、また我々に知らされて、極力その実態というものは曖昧にしておくというのが今の原発事故の問題であろうと思います。

簡単に申し上げます。これは誰でもわかるように私言いますから。東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射線の量なんです、放射性セシウム137については、計約1万5,000テラベクレルです。137です。それで広島原爆による放射性セシウム137の結果は89ベクレル、その広島原爆の約168.5倍なんです、今回の福島原発のセシウムの量です。セシウムだけです、137だけです。134はまた別ですから。こういう状況になっている。これは東京電力のほうで発表されたもので、経済産業省が発表しているものとはまた違います。すごくその辺の情報が曖昧。教育長の言われる正しい情報というのは全くないんです、今。

それで、その1万5,000テラベクレルとはどのくらいなんだということが問題なんです。この1万5,000テラベクレルに比べれば、わずかな放射線が出ていますということなんです、環境省が言っているのは、1万5,000テラベクレルというのは、じゃ1テラというのは数字的にどうなんだとなります。すると、このところ計算、私もあまり利口じゃないんでわからないんですが、調べてみると、1テラは1兆なんです。1兆ベクレル、1テラ、1兆ベクレルのいわゆる1万5,000倍ということです。いわゆる1テラ、1兆ベクレルの1万5,000倍の放射性セシウムがいわゆるこの福島県内、また関東一円、日本全国に拡散されたというふうに理解してもいいんじゃないかなと思います。

ただ、私も勉強不足なものですから、この情報によって言っていますので、若干間違っておったところは申しわけございませんが訂正しますが、おおむねそういうことです。それに比べれば今、福島原発で出ているのはわずかな量だと環境省は言っているのかと。もしそれが違うのであれば、環境省はきちんと数値をあらわすべきなんだ。またあらわさなければならぬんです。それをあらわさないことを福島県も県内市町村も黙っていること自体が私からすればおかしいんです。それがまかり通っているんです。本当に今の日本の政府、東電、福島県の方々は私はちょっとおかしいと思います。子どもたちを守る守ると言いながら、本当のことを追求しようとしません。また実態を見つめようとしません。

それで、ちょっとここでお伺いしますが、ちょっと私も不明朗だった点があります。というのは、この西郷村が原発事故が起きた後に、子どもたちを守る、住民を守るために対策を練るために、いわゆる那須町の藤村教授という方ですか、私はわかりませんが、西郷村の放射線アドバイザーとしてお金を支払って来ていただいていたのですが、この藤村教授を西郷村が指定をしてそして契約を結ぶまでの経過、どのような形の中で藤村教授を指名されたか、その経緯を示していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 藤村先生を原発に対応するアドバイザーとしてお願いしたのは私でございます。私も何回かお会いいたしまして、大阪大学の物理学の権威であった。そして現在は名誉教授という地位にもあって、放射線に対する造詣が深い。何よりもそして非電化ということで朝日新聞にも先生のことは出ました。そのエネルギーに関する研究をされてきたということでもあります。

どのようにということですが、最初は那須町で活動をされておられました。今回の原発に対する今の降下核種、これがどのように健康に影響を及ぼすかについていろいろお話を聞いたわけでありまして。一番は先ほど教育長が申されたとおり、正確に知って、どう対応、防御していくか、あるいは逃げるかといったことに尽きると。要は物理学者の立場からそういったアドバイスができるということ、私は最初確信したわけでありまして。

3月12日の原発事故からずっと、先ほどスピーディーの話も出ましたが、放射能に関する知識は私自身は本当になかったわけでありまして。いろいろ聞いても、その後のNHKのニュース、新聞等によってだんだんわかってきた。それも時系列から見ますと、特集番組がいろいろあって、あるいは本が出てきたということでだんだんわかってきたということになりますので、今考えてみますと、それを裏打ちするものとして、藤村先生にお願いしたことは非常に最初としては適切だったというふうに思っております。最初に講演会を行いまして、文化祭等で何回かやったわけですから。そのときに先生に放射能、放射線と医療関係、健康関係のデータをつくっていただいて、それをやったわけでありまして。放射能、放射線物質、あるいは健康との関係はどうかということの最初の学者といえますか、研究者に出会ったという経過でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が聞きしたのは、藤村さんを村長にご紹介された方はどなたでしたか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと今思い出せませんが、那須町で講演をやられていて、それを西郷村の人が聞いていたという人が数人いたんだと思います。そういう方々から聞いてということで先生にお会いしたという経過であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 2万人の人口の行政の村長が、ただ単なる傍聴人のお話を聞いて藤村教授を呼んでくるということは、こんなことは考えられません。きちんと、なぜかという、いわゆる今回放射能の問題についてはいわゆる御用学者もいらっしゃるし、要するに放射能の健康被害隠し、またそのいわゆる東電に媚びを売るように、要するにそういった原発事故の影響を少なく見積もり、そしてまた抑えていくということを考えている学者もいらっしゃるんです、実際に。その藤村教授というのは私はわかりませんが、その藤村教授を村長にご紹介した方にちょっと疑問があるという方もいらっしゃるんです、村内には。ですから、それもきちんと今日この段階で誰か特定してご説明をしていただかないと、質問の進行はできません。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 名前を特定しろと言ってもちょっと思い出せませんが、今言われたとおり、大高工務店の社長さんもおいでになったと思います。一人、二人ではないです。やはり複数の方が行ってお聞きになって、そしてこれは傾聴に値するということはある。それで私はお会いしたという経過でございます。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 今の答弁では私も、私にそのようなお話をされた方に対する説明責任を果たせませんので、その方とどこで村長がお会いして、そしてその後数名、その方にどこでそのお話を聞いて、どのような手順で誰が藤村教授とアポをとって、いつの段階で決められたのかということも含めて、正確な情報として教えていただきたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 今申し上げたのは正確な情報です。私もお聞きするときに、役場においでいただいたりして、そして会うべきかどうかということを決めたわけであります。それで、先生と連絡しておいでいただいたりしてお話を伺ったという経過でございます。
- 議長（鈴木宏始君） 15番、佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） それでは、村長がお会いした場所、そして藤村先生にアポをとった方、この方はどなたですか。場所とそのアポをとった方はどなたですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） お会いしたのは村長室であります。アポをとったのは誰か。私がアポをとってくださいというふうに命じただけで、記憶には誰がやったかというのはちょっとわかりません。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 東京電力とか政府じゃないんだから、もっと正確な正しい、教育長が言うように、正しい情報を流してもらわないと正しく理解できません。総務課長、これはどなたなんですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） ちょっと今記憶にない。私も誰に命じたかわかりません。これを聞いて何か意味があるんですか。
- 15番（佐藤富男君） あります。
- 村長（佐藤正博君） どういう意味があるんですか。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） どういう意味があるかということは、私が判断することで、村長は聞かれたこと、いわゆる行政の長として行動したわけですから、そのときに誰にアポをとらせて、職員がどのような行動をとってそして村長がお会いしたと、これは公的ですから、私的ならいいです、公務ですから。公務でやっていることもわからなかったというのは通らないです。もう一回そのときの23年の村長行動表を見て、そ

のときのものを調べて、精査をしてこの場で教えていただきたいと思います。それからまた次の質問に入りますので、議長、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、思い出してもわからないと言ったときに、じゃそのときの行動表を出してわからないときはどうするんですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 要求があればそれはとります。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） なぜ私が言っているかということ、単にその辺の村民から言われたからやりましたというのは解せないんです。それなりの結局、藤村教授がどのような方かわかりませんが、いわゆる村民の要するに放射能に対する影響について小さく小さく抑える側に回ったんじゃないかという疑惑もあるわけです。そうすると、そのためにわざわざ誰かが作為的に藤村教授を村長に紹介し、そして西郷村民に対して、要するに原発事故の中身を低く抑えるという行動をとったんじゃないかという疑惑、疑問もあるわけです。それを明快にするためにはやはりそのことは明かしていただきたいということなんです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういう意図だったんですか。わかりました。意図的に私が先ほど言われた低く抑えようとかそういう気持ちは全然ありません。あの時点ではやはり言われたとおり、何が本当なのか、どういう事実関係なのかということをもっと最初を知りたかった。よってということですから、いろいろやはりどういった先生にお願いするかということもやっておりましたが、いなかったんです。そういうことなんで、最初に特定の人たちじゃありません。やはり複数の方が行って傾聴に値するとうことだったので、会ったということでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とりあえず、調べていただいてから次の質問に入りますが、例えば福島県の県民健康調査検討委員会、座長の山下俊一福島医科大学の副学長でした、当時。この方が福島県が招致して、立派な方だ、長崎大学のこういうチェルノブイリに行っただとということでした。その方を呼びました。本当に山下俊一さんでよかったのかということです。私は、山下俊一先生には申しわけないけれども、否定的な考えを持っています。

なぜかということ、この方が言った山下語録にこういうことがあるんです。いわゆる100ミリシーベルトを超えなければ全く心配ないんだと言っているんです。そして今除染1,200億円、5年間で今年で140億円のお金を使って除染が今始まります。そうすると、除染をやるその基準というのがいわゆる年間被ばく量1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルト以下に抑えなさいというんだ。すると、山下教授は年間100ミリシーベルト何でもないと言っているながら、何で1,200億円の金をかけて、税金を使って1ミリシーベルトに抑えるんですか。矛盾があります。大きな矛盾があります。

あともう1点、いわゆる講演会でこう言ったんです、この人は。これから福島という名前は世界に知れ渡ります。福島、福島、福島、何でも福島、これはすごいです。もう広島、長崎は負けてしまった。福島の名前のほうが世界に冠たる響きを持ちます。ピンチはチャンス、最大のチャンスです。何もしないのに、福島は有名になってしまったぞと。これを使わない手はない。こういうことを、いわゆる福島県の子どもたち、また住民の健康調査をやってくれる座長さんがこういうご意見なんです。この方に県民の命と健康をいわゆる祈願した。

ところがこの方が、後で質問しますけれども、なぜか2年間でやめてこれからというときに長崎へ帰ってしまった。甲状腺がんが一挙に増えたらやめてしまった。これは後でやりますけれども、こういうことがあるから、じゃ本当にその藤村先生が教育長の言う正しい情報が入って、正しく理解し、正しく行動できる情報をもたらしたのかどうかということが不安であるから、私はその藤村教授を村長、村民にいわゆる洗脳させるわけじゃないけれども、放射線についての説明させる者に選んだ経過をきちんと、やはり透明性を持って村民に知らせる必要があるということで、その経過をお知らせくださいということです。

ですから、議長において、このことをしっかりと経過を説明できるようになるまで、議会を休議の上、答弁していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） アポイントメントを誰にとってもらったかということの1点でいいですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時35分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時36分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 連絡をとったのは誰かというおたがしでございました。調べましたが、わかりましたが、一般の方でありますので、ここでお名前を申し上げることになると了解をとる必要があるだろうと思っておりますが、ちょっと連絡が今つきませんので、その点ご了解いただきたい。私聞きましたのはやはり複数でございましたので、ご理解をひとついただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、消化不良になります、この答弁が。私自身も、村民に対する正しい情報、正しい自分たちを守る方法と、そして実際西郷村がどのような状況にあるのかということをやはり正しく伝えなければならないんです。そういうときに、じゃ本当に藤村教授でいいのかどうか。村民から言われたからそれでいいというんじゃないで、きちんと精査をして調べて、そしていわゆる御用学者とかそういうんじゃないで、しっかりと放射線に対する知識を持った方でないと私はいけないと思うんです。そういう段階を踏んで決定したらいいんですけども、ただあれは言われたから、こうだからやったんだというような話ではやはりいけないと思うんです。そしてまた、こんなことを言っは、私……

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われることはそのとおりだと思いますが、しかし私はそう軽々に決めているわけではありません。ましてや、藤村先生にお願いして、またそれで疑問が出てくるということになりますと、やはりこれまで何回出られたかわかりませんが、講演会は何回もやりました。この前は木村真三先生をお願いしてやりました、熊倉小学校で。ということで、講演会はどう正しいものを住民に理解していただけるかという1点で、なるべく高名などといいますか、あるいはテレビに出ているとか、あるいはそういった著作があるとかという方々に、これはいろいろなことがあります。県もそういった人の応援をしてくれまして、先生方についても連絡をして、そういったチャンスをつくっていただくということがありますので、これまで藤村先生の初期の講演から夜2時間以上、3回か4回連続で文化センターでやりました。初期の段階です。その後も本当にいろいろな機会で講演会といいますか、これまでの研究された方々のことをお述べいただいて、聞いてきた経過があります。要するに、どれが正しいかということを見極めてくる一つの道筋の中であったというふうに。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、先ほど始まる前に言いましたけれども、原発事故による低被ばくの長期にわたる影響というのは私は深刻だと思っていますし、また村長はそれほどでないと思っているかもしれないけれども、さまざまなんです。それが明確に、私が正しいとか、村長が正しいということを言える人はいないと思うんです。

私は、もし呼ぶんであれば、京都大学の小出裕章先生あたりを呼べば一番ある意味で本音の部分が聞けるのかなというのは、国から、政府から余分な献金とか、そういうものをもらわないで独自で頑張っていらっしゃいますから、その方のほうが案外公平に話を聞けるのかなと思います。

一応、私、何の講演会か討論会かわからないんですが、それを見ましたときに、ある東大の先生だったんじゃないかと思います。定かじゃありませんが、原発は本当に安全なんだと。事故はないと。地球に要するに隕石が衝突してくるよりも、もっと確率が低いんだと言ったんです。小出裕章先生がそこでそんなことはない。危険なものは危険だと言いました。ところが、その隕石が当たってはいないけれども、原発事故はチェルノブイリであり、それでまたスリーマイル島、それから福島県で起きたと。

だから本当に安全ではないんです。そしてましてや使用済み燃料についても全然どうしていいかもわからない。本当にまだまだ未成熟な中でこれだけ危険なものを、また未成熟な中での規制委員会、そしてまた誰も責任とらないで現在まで来て、事故が起きても誰一人としてその責任をとった人はいないです。そしてまた再稼働しようと、安全だからと。常に安全だからと言ってきている。

そのことについては、我々は被ばく者なんですから徹底的にやはり声を上げなければだめです、村長。県知事もそうです。それが上げないばかりに福島県のまた第一原子力発電所の5号機、6号機、再稼働しようかなんて、こんなことになってくるんです。そしてましてや自民党が決めたお話ですと、部会のお話によると、その地元の市町村長の首長がオーケーすればいいんだというふうに改めようと言っているんです。とんでもないことで、その市町村だけで原発の飛散されて放射能汚染されたり、そんなの構わないです、結構です、それはやってください。

今回の事故ではっきりわかったことは、一つの自治体だけの問題じゃないんです。日本の国の問題なんです。日本の国が滅びるかどうかの問題なんだ。それを一市町村の、それで、30億円か10億円かわからないですけども、小金を欲しくて同意すればいいんだと、そんな曖昧なことを今のこれだけの事故が起きても繰り返している。とんでもないことです。そのことをなぜ県内の市町村長も県知事も声を上げないのかと、ふざけるなど。

もしも事故が起きたときには、そうじゃないと、時の総理大臣、時の大臣が全財産を投げうって全部賠償しろと。そこまでのことを書けと、その上で再稼働しろとやればいいんです。今16万人ですか、西郷村にも白河にもいっぱい被災者が来ています。家を離れ、そして家へ帰れない。そしてまた子どもとも孫ともみんなばらばら、そして本当に隣の声が聞こえる仮設住宅で寒い、暑い、住んでいるんです。そういう中で、再稼働しよう、原発売り込もうと、これはまたおかしいでしょう。ほかの県外の方は構わない。せめて福島県民、福島県知事、県内の市町村長は声を高くして訴えるべきなんです。そして、時間がないですから、次にいきますけれども、今度（不規則発言あり）結構です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説ごもつともです。声を上げるべきだ。私も町村会長2年やってきました。福島県59市町村で今の原発に対応することについていいという人は一人もいません。今回チェコ、ポーランドに行って原発の売り込みの話をしました。相当やはり怒っています。全国の町村会でも話したときに、福島県の今の状況をぜひ皆さんわかっていただきたい。いつかは我が身になる可能性がある。54か所あって、1つの市町村がいいとしても隣接する部分があって、それは風の向きによっては非常に悪い状況になるということを考えたときに、福島県の状況は本当に大変ですと。ぜひご理解していただきたい。そういう状況であります。

やはり一番問題は、得体が知れない。さっきからずっと申されております、におわない、光らない、そしてわかっているのは、半減期が相当長い、それまではどうにも

ならない。移動するだけと。どう対応していくかということでもあります。

先ほど山下先生の話が出ました。私もこれまでずっといろいろな方を、議員もそうでしょうけれども、呼んできました。テレビを見たり、本を読んだり。東京大学においても桑原先生と中川先生の意見は真っ向対立です。やはりどっちをとということがあったりして、混乱します。でもやはり各学者の先生方は今までの研究を述べられている。どうベストチョイスをするかです。

首相官邸においても、そういった右から左全部並べてみて全部を収れんすることは難しい。だとするならば、現時点におけるやはり英知を結集し、さらに国内の科学、全世界の英知を集めてやってもらいたい。国連に行ったときも頼んできました、これは。日本人の事務総長がいた。早くこれが直らなければやはり無限大、無定量、そして賠償法、いろいろなことも解消できない。一番は不安です。不安が、やはり正しく理解して大丈夫だというふうに早くいきたいというのが、もう2年たった今の状況だということを強く言ってきたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長がいわゆる福島県内の町村会の会長やってきたと、5月まで。そして国連に行つてどうか言っています。その町村会の会長をやっている会員の双葉郡、原発事故で被ばくして、これだけみんなが避難している大変な問題が起きている市町村長が、先日、全国のいわゆる原発基地の原発の所在市町村の会議があった。そこで、ほかの方々は再稼働しろと声を上げているんです。その中で、福島県双葉郡の町村長がそこで何も言わない。無言だったんです。

なぜそこで声を上げないんですか、村長。町村会長、そこで言うんならば、町村会として意見をまとめて、その中で行ったときにはこういう話をしろと、そのぐらいの芸当できたでしょう。なぜそのほかの市町村長が再稼働しろ、再稼働しろ、雇用の問題もある、経済の問題もあるからやってくれと言っていて、そして被ばくした原発事故があった双葉郡の市町村長は何も言わなかったというんです。こんなことをやっているから福島県はなめられるんです。

賠償問題もそうです。だから賠償問題がおかしくなってくる。西郷村は4万円もらって終わりだ。こんな馬鹿な話ないでしょう。やはりだからその辺は強くだめなものはだめなんだから、まして会津人じゃないけれども、ならぬものはならんです。そして、やはり原発が必要ならば、その原発再稼働するならば、その方々が責任持ってやればいいんです、一切。そのかわり、関連する影響を受けるところの市町村長の許可をもらいなさい。そして、やったところは自分で自業自得ですから、住民も何も賠償言いませんと言いなさいと。そこまでのことを言わなければだめです。だから、要するに住民も一切賠償要りません。再稼働する市町村の首長がオーケーしたら、そして、その首長がもし万が一のときには一切私の財産投げうって、私の財産は差上げますから、結構ですと。賛成した議会の議員は全員が自分の財産投げうちますから、再稼働容認してください。やればいいんです、そのぐらいやればいいんです。

それをしないから、常にみんな曖昧にして、その目先の流れに乗ったりするから今

の日本の国のそういった原発事故が起きて、安倍さんが世界に行って世界一安全な原発です——日本で4基も爆発して、そして原発事故があった国の総理大臣が世界一安全だと言っているんです。それがまたまかり通っているのが私はおかしいと思うんですけれども、この現実なんです。

もう時間なものですから次に移らせていただきますけれども、福島県民の健康の調査と結果について、いわゆる担当課のほうで現在、福島県のほうの県民健康調査の状況がどうなっているかをお話し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 福島県民の健康調査の計画等であります。

2年が経過して（不規則発言あり）県民健康結果でしたか、結果について。

平成25年度の健康管理調査については、基本調査、問診票の簡易版による問診票の提出を推進するとともに、既存健診対象外の県民に対する健康診査の実施については平成24年度と変化はないものと承知をしております。甲状腺検査につきましては、1次、2次検査の充実と検査実施の拡充を図ることとしているところでございます。

外部被ばくにつきましてはの結果であります。平成23年、24年と個人線量計による外部被ばくの推計を実施し、保護者への不安の軽減と健康相談等に努めております。線量計による外部被ばくの1年間の推計ですが、平成23年度は2,847名が測定し、1ミリシーベルト以下が2,351名、82.6%、1.5ミリシーベルト以下が424名、14.9%、1.5以上2ミリシーベルト以下が72名、2.5%でありました。平成24年度は2,493名が測定し、1ミリシーベルト以下2,389名、95.9%、1.5ミリシーベルト以下が83名、3.3%、1.5ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が21名、0.8%でした。

次に、内部被ばくの検査、ホールボディーであります。内部被ばく検査は4歳以上18歳の2,495名が実施、預託実効線量が全員1ミリシーベルト未満でありました。甲状腺検査については、平成24年度の甲状腺検査の平成25年度3月31日現在の受診状況は対象者4,021名、受診者3,541名で受診率は88.1%です。2次検査、いわゆるB判定の対象者は28名でありました。5月末から2次検査の通知を送付しており、6月下旬から7月上旬に実施される予定となっております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） では、休憩に入ります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時03分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 県のほうでさまざまな検査をしておりますが、実際には今はホール・ボディー・カウンター、線量の検査と甲状腺検査程度しか行われていないんで

はないかなとは思っております。実際には、県民健康調査においては赤血球から白血球、血小板、そういったものとか、全て検査をするようにはなっておるんですが、それがまだ正確なデータをまだ私は見たことはありません。

その中で、ちょっと村長にお伺いいたしますが、県民の健康を守るいわゆるトップでありました山下俊一さんが今回辞任されましたが、その辞任された理由についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 福島大学の副学長で長崎大学の副学長に復帰された。理由はちょっとわかりませんが、任期満了ではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長は任期満了でやめたと、その答弁はちょっと議会答弁としては軽率じゃないですか。だから県の町村会長をやった人が、町村会長の地位にあった人が、山下さんがやめた理由がわからないんですか。（不規則発言あり）わからないんですか。（不規則発言あり）じゃ、私が教えますか。教えますか、私。（不規則発言あり）いいですか。今回、県の座長をやめた理由は、県は調査目的を今までは不安の解消にしていたんです。不安の解消を取り除くために健康調査やってきたと。ところが今度は、将来にわたる県民の健康維持と増進に改めたという理由でやめていただいたということです。この理由は本当にとってつけたような理由なんです。わけのわからない。これが現在の福島県の姿勢なんです。

それで、調査を指導した座長の山下俊一副学長ら県立医大の教授4人も退任したんです。やめてしまったんです。5日です。そのときに、発表されたものがどういうことを発表されたかということ、県民健康調査の中の子どもの健康調査、これ平成25年6月6日の福島民報新聞に出ておりますけれども、この長崎大学の学長をやめたときにこれがいわゆる報告されたんですけれども、福島県の甲状腺がん診断確定は12人だった。この間3人だったんですが、12人が確定したということなんです。

村長は今まで原発事故が起こる前まで、甲状腺がんというのは大体何人に1名の割合ということで認識しておりましたか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 100万人に1人ぐらいではないかという話であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私思うには、山下さんは約17万人検査して、それで12人の甲状腺がんが確定し、そしてがんの疑いが8人増えて15人になったと。こういう結果を踏まえて、全く放射線影響ない、影響ない、100ミリシーベルト浴びても問題ないと言ってきた方が、やはり私はここに居づらくなっただんじゃないかと、こう思って私はやめたんじゃないかと。また、県としても、そういう今後のことも踏まえると、ここでやはり長崎大学に返しておいたほうがいいという判断のもとに返したんじゃないかというふうに、私は認識しております。私の考え方ですから、それは違うと言われればそれはそれでやむを得ませんけれども。

そういう中で、我が西郷村にも3,400人からの甲状腺がんの検査をしてもらいました。その中でどのような結果が出ていたのか。そして2次検査が必要だと言われた方も20数人いたと思うんですが、その2次検査を受けたかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど、今、議員が言われた県民健康調査の検討委員会のメンバーがかわった理由ということでしたね。これも福島県では県民健康診査の開始から2年が経過し、県民健康診査の目的や県民健康管理調査検討委員会のあり方を検討し、県民健康管理調査の明確化、検討委員会委員構成の見直しをやっている中で、福島県が委託している県民健康管理調査の実施主体である福島県立医科大学関係者が委員会の座長、メンバーになっているのはおかしいのではないかという意見があったということも、言われた結果も一つになるのかなということもあります。

それから、甲状腺の2次につきましては、2次判定は28人いましたが、これは6月下旬から7月下旬に2次検査をするということを聞いております。（不規則発言あり）まだしていません。5月末から通知を送付しておりまして、6月下旬から7月上旬に実施される予定であるということになっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これから子どもたちが2次検査を受けることで、全員が良性で何もないということを本当に強く願っております。しかし、ここで恐ろしい報告がありまして、これは6月6日の福島民報新聞ので報道なんです。平成24年度県内甲状腺検査実施対象市町村の中で、郡山市で1次検査実施者が郡山市で5万805人受けまして、2次検査が必要なんですということで442名が2次検査の対象になりました。この442名のうち2次検査を実施したのがたったの5人だけだったんです。442名中5人が2次検査をした結果、悪性疑い例ということで2人なんです。約40%が悪性になってしまった。そうすると、残りの437名の方、これからそれを受けるわけですけれども、これ同じく40%率でいったら、大変な数になります。非常に恐ろしい。そしてまた、ここで結果になってしまうと思います。これがあって、山下俊一さんは私はもう福島県からは逃亡したと、私は思っています。

それで、村長、お伺いしますが、一番ヨウ素が飛んだであろうと私聞いておりましたいわき市の子どもたちがまだ検査をやっていないと思います。この県内の実施市町村の中にいわき市が入っていないんです。341人しか入っていないです。これはいわき市で1次検査対象人数は何名になりますか。ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと今データがないようで、ただいわき市がやっていないというのはおかしいです。やはり浜通りを重点でやったはずですので、今のデータが本当かどうか、後で調べてみたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） おかしいんです。一番やはり私は注目しているいわき市なんで

す。これが341人しか実際今のところやっていないんです。2次検査が3人出ていますけれども、だから恐らく人口的には市町村からすれば一番多いはずなんです。一番また近いんです。やっていないんです。ここに不可思議ないわゆる原発事故のいわゆる教育長の正しく理解し正しく行動する。これが今まったく機能していないんです、福島県は。福島県というよりも日本全体かもしれませんが。

じゃ、時間の関係もありますので、次にまいります。福島県西郷村の子どもたちが無事に何も無いことを願って次に移ります。

通学路の除染状況についてお伺いいたします。

通学路とそれから一般住宅の生活空間においての線量が高い、例えば通称言われておりますホットスポットというものがあります。そういう部分についての除染について西郷村では現在やっておりません。私先日、西郷村の放射能対策課のほうにお電話しまして、実は私の家にもホットスポットがあるということで、除染できないかと聞いたんですが、西郷村の放射能対策課では除染計画に沿ってやっておりますので、それはやっておりませんと。もし心配であれば自分でやってくださいと私言われたんです。

それで、私も西郷村というのは非常に冷たい村だな。本当にこれは放射線に対して、除染について本当に楽観的に考えているなと思ったんで、白河市のほうにお電話差し上げて聞いたんですが、白河市は平成24年3月ぐらいから、ホットスポットについては、0.5マイクロシーベルトアワーを超えるものについては、シルバー人材センターを頼んで、そして除染をして約1メートル四方だと思いますが、そしてそれをその方の家の臨時に仮置き場として家の中のところにそれを地下に埋めておいて、除染したとありますということなんです。

それで、通学路についてはどうですかと聞いたら、通学路については学校から半径200メートルについてはホットスポットを探し出して、全部除染やって終わりましたという話なんです。西郷村は心配ならば自分でやってくださいということなんです。この差はどう村長思いますか。それでいいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 通学路についておたがしでございました。通学路除染につきましては、平成23年度において、通学路として利用されている道路及び歩道につきましては、緊急に25キロメートル、高圧洗浄による除染を実施したところであります。また同じく平成23年度から24年度におきまして、線量低減化活動事業として各行政区、各地区、PTAの皆様方、学童の父兄の皆様方、議員の皆様もご参加いただいた方がおりますが、各行政ごとに面的除染をやってきた経過がございます。

ホットスポットの件でありまして、白河市は地域内というんですか、屋敷においたりという話がありましたです。やはり村として冷たいかどうか、ではないようにしたいと思いますが、ホットスポットであってももう除染は一地区にとどまらなくて広がっているということで、仮置き場を早くつくって、そして地域、ゾーンというふうに通学路を進めていこうというふうなことで、仮置き場とそれから地域の除染を進める

と、ゾーンとしてということで聞きましたので、ご指摘の部分があったとは思いますが、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、やはり子どもたちの安全とか、一般の住宅の方々の、あと子どもたちのいる家庭の安全に対して、細心の気配りと配慮をしていかなければならないんです。それを全くやらないで、心配なら自分でやってくださいというのが今の西郷村なんです。それはやはり根底から気持ちを改めていかないと、村民に対する村としての責任は果たせないと思います。私は、このホットスポットについて前々からやるべきだと主張しておりますが、今回、担当課長のほうに申し上げました。もしやらないのであれば、私は条例化して強制的に村にやらせますよということで、西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例という案をまたつくりました。賛成署名もらって議案で出せます。

出して、その中にはこのような文言が入っております。ホットスポット高さ50センチメートルで局地的に電離放射線障害防止規則第3条と同等以上の線量を計測した場所を言うということで、大体おおむね0.5から0.6マイクロシーベルトのところは全部除染しなければならないということになっております。村は村の責務として、ホットスポットとして指定された場所の放射線量が0.23マイクロシーベルト以下になるように、必要な除染を行うことというふうに明記して、また、村内小・中学校から半径200メートル以内の通学路は常時線量調査を実施し、ホットスポットを発見した場合には速やかに除染することということで、条例に入っております。

また、各種モニタリング調査をしてこれらを公開することという条例が入っておりますが、これを私が提出するかどうかについて、検討はしているんですが、担当課長のほうから実は今日お話を聞いたところ、条例がなくてもホットスポットについては除染するようにしますという話があったんですが、確認のために、担当課長、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

現在、要綱を定めております。そして、できれば決裁をいただいた後、7月から施行したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、担当課長からホットスポット、また通学路について万全を期してやっていくというふうに私は捉えましたので、あえてこの条例は今回私は提出しないで、村側の迅速な対応を期待して、この問題については了解をいたします。

ただ、担当課長、村長、西郷村が平成24年7月につくった除染の除染計画書、この中にこういう文言が入っているんです。いわゆる住宅、宅地などの除染について、側溝内の堆積物を除去した後、高圧洗浄で洗い流すとなっているんです。そしてまた屋根の高圧洗浄、庭等の表土を除去、側溝の高圧洗浄をやとなっているんです。今これはできるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えいたします。

当時の除染計画書ではそのようにうたいましたが、現在かなり技術も向上しておりますので、そういった実証実験、吸い上げる機械、そういったものができておりますので、そういった工法については今後さらによりよいものができてきますので、そういったものを取り入れていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ですから、結局除染計画もやはり時折々、一刻一刻本当に変わってきているんです。ですからそれに合ったような除染計画を立て、また住民からご指摘があったらそのものを取り入れると、取り入れるべきものは取り入れながら、よりよい本当に効率的な除染ができるように、除染計画も手直していくとしたほうがいいと思います。

それから、次に学校給食の食材のモニタリングについてお伺いしますが、これは本当に国はその時々、自分たちの都合のいいような基準を設けておりますが、これは経過として平成23年3月12日の原発事故以来、学校給食の食材のモニタリングの基準値の経過、また一般の住民の食材の基準値がどのように推移してきたのか、年度、月日での基準値をお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

学校の食材モニタリングについてお答えを申し上げます。

平成23年度からの経過ということでございますので、東日本の震災がございまして、3月中は給食は停止いたしました。その後4月11日から給食を再開いたしました。7月13日から株式会社加速器分析研究所白河分析センターに依頼をして、検査をスタートしたところでございます。

検出限界値、キログラム当たり40ベクレルということでございました。さらに同年の10月17日から、村で今度は独自に設置いたしました放射能検査機器を使用いたしまして、食材検査を開始したところでございます。平成24年4月からは肉、魚介類、豆腐、コンニャクなど野菜に加えて検査を開始しまして、5月からは給食丸ごと1食分の検査も給食の事前に実施をいたしまして、安全確認をした後に給食を提供しているところでございます。

平成24年11月21日からは、国の基準値であります新しい基準値、キログラム当たり100グラム、一般職員の5分の1が相当しますキログラム当たり20ベクレルを基準値として給食を提供しているところでございます。

なお、給食や食材の放射能物質検査の公表も防災無線を通して毎日行っておりまして、食材についての安心のことにつきまして家庭から、保護者からご理解をいただくようしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 基準ができてから等の経過等についてのおただしがありました。

た。食品中の放射性物質の基準値は、厚生労働省が年間の食品からの被ばく線量上限年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げることによって、食品中の放射性セシウムの基準値を平成24年4月1日、去年の4月1日より野菜類等の一般食品が500ベクレル、牛乳、乳製品、飲料水、200ベクレルから一般食品は100ベクレル、牛乳乳児用食品は50ベクレル、飲料水は10ベクレルに設定されたところであります。

これに伴って、パンフレットの配布、広報活動を行いまして、新たな基準値についてのお知らせをしているところであります。また、申請がありました食品等について、新基準値に基づいてこれを超過した食品につきましては、出荷しないことの確認等、摂取の自粛の要請を行ってまいりました。また、村で検査を行いました食品について、50ベクレルを超える食品については、県との情報共有を行っている状況であります。

平成23年10月から平成25年3月末まで検査を行いました農産物等は、村内産農産物等で約4,200件、245品目、村外産農産物等では750件、193品目の検査を行っております。直近の検査といたしまして、平成25年5月278件、55品目で1日平均13件の検査をしているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 15番、佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） このように、国はその時々、自分のご都合で500から100ベクレルとか、そのように非常に基準を変えてきております。このことについて、実は、欧州放射線リスク委員会の科学議長のクリストファー・バズビー氏は、日本政府の無責任ぶりは犯罪的だと思う。子どもに平気で高い被ばくをさせている。都合がいいというだけで短期間でこれほど基準を変えてしまうとは、この判断は間違いなく多くの子どもを死に至らせるだろう。文明国のやることとは思えないと警鐘を鳴らしていると言われております。

そしてまた、映画のチェルノブイリハート、これは本当に恐ろしい話で、もう私も話はしたくないんですが、現実として、結局タイトルのチェルノブイリハートとか、事故後変形した心臓を持つ新生児が次々に生まれ、放射線による影響と見られることから、チェルノブイリハートと呼ばれることから命名された。チェルノブイリ事故以来、奇形児の出生率は25倍に膨れ上がった。健常児の出生率はわずか15から20%というふうに変ったと言われております。

ちなみに、我が西郷村の平成24年の大平で採取されたタケノコについて検査したところ、放射性セシウム225ベクレル、これ基準値超えています、100ベクレルですから。コシアブラ、大平、放射性セシウム1,455ベクレル、生シイタケ、大平506ベクレル、これが現実です。こういう中で我々西郷村民は生活しているわけで、低被ばく線量が長く続くということについての結果は、私が考えていることが将来的にあなたはやはり間違っていたと言われるのか、やはりあのときに注意しておけばよかったと言われるのかわかりませんが、とにかく食べ物、またその被ばくについては、より以上に考えていただきたいし、子どもたちの学校給食については地産地消もいいですけれども、地産地消よりも子どもたちの命をまず最優先するという考え方

に立ってやっていただきたいと思います。

時間の関係で次に進みます。

インドアパークの状況と子育て支援についてということでございますが、西郷村内の子どもたち、本当にこれは遊ぶ場所がない。非常に大変な精神的なストレスがたまっておりました。これもやっと補助をいただいて、本年の3月にオープンしました。かなり好評でありまして、かなりの子どもたちが利用していると思います。この実績についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） キッズランドにしごう、インドアパークの利用状況についてであります。3月23日オープン以来、間もなく3か月が経とうとしております。6月12日までの利用者は乳幼児が7,638人、小学生が1,556人、保護者が7,238人の合計1万6,432人で、1日平均は235人であります。

市町村別利用状況は、西郷村民が8,600人で52.3%、白河市民が6,637人の40.4%、その他郡内を中心に1,195人の7.3%であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間の関係であまり奥に入っていけません。そのように子どもたちが元気で今遊んでおります。白河市民、西郷村民にかかわらず、子どもたちはそういう中でおりますので、元気に頑張ってもらえるように心から願う次第であります。また、あそこにつどいの広場というものがあるんですが、その方々が今非常にインドアパーク内では危険性もあるということで悩んでおりますので、この件についても、どうか担当課のほうでは前向きに迅速にご要望に沿えるように頑張りたいと思います。

次に、学校プールの除染と本年度の利用についてお伺いいたします。

昨年なにか我々が屋内プールを反対したからできないんだということで、子どもたちはどうするんだということで大分ご批判を受けましたけれども、我々全員反対していません。賛成しております。ただ、場所について、やはり子どもたちを危険な場所に立ち入りさせることはいけないということは考え方の違いで、そんなふう求めてきてあることが一つと、あと村側がやはり迅速に対策をとらなかったというためだと私は思っております。そのことを言っても始まりませんので、今年是小田倉小学校で約930万円、川谷小学校で255万円、羽太小学校で590万円で、プールサイドのシート張りかえやプール本体の補修工事などの発注を済ませておりますが、今年度は各小・中学校で学校プールを使用できると思います。この件について教育長のほうから使用についてのお話をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、除染のことも触れられましたので、除染についてですが、昨年秋に高圧洗浄機で本体等の除染をしたところでございます。そして、その工事のお話ございましたが、予算をつけていただきまして、申されましたように、小田倉小、羽太小、川谷小

につきましては工事も入れたことをさせていただきました。その結果、空間線量工事
も測りながら行いまして、おかげさまで今年6月の線量は熊倉小学校で0.13マイ
クロシーベルト、小田倉小で0.11マイクロシーベルト、米小で0.14マイクロシ
ーベルト、羽太小で0.09マイクロシーベルト、川谷小0.12マイクロシーベルト、
一、二中0.12マイクロシーベルトということになっておりまして、除染の結果、
全てのプールで線量が減少している状況でございます。

次に、今年度のプール利用についてですが、除染もおかげさまで終了させていた
だきましたので、空間線量も先ほど申し上げたとおり、工事も今月中に終了するとい
うことになっておりますので、今年度は学校のプールを活用しての授業を再開させ
ていただきたいというふうに考えておりまして、学校とその旨協議をし、そのよう
になることになっております。

なお、西郷一中につきましては、現在プールがございませんので、これも予算を今
年度当初でいただいておりますので、民間のプールを活用してのプールの授業とい
うことでさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本来であれば、去年の段階で子どもたちができるように、こ
ういったことをやってあげればよかったんですが、こちらについてはおろそかになっ
てしまったと思います。やはり行政も考え方がちょっと私からすれば間違っていたん
じゃないかなと思います。屋内プールは屋内プールでいいんですが、やはり学校プ
ールも除染して使えるようにすべきだったと思います。

次に、最後になりますが、新潟県佐渡市へのリフレッシュ事業の経過報告について
お願いいたします。

参加募集は終了しましたので、現在どのような、何人ぐらいの子どもたちが佐渡へ
のリフレッシュ事業に参加するようになっているのか、経過を報告願いたいと思いま
す。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐渡市でのリフレッシュの支援事業につきまして、いろ
いろ予算もおつけいただいたり、子どもたちがそういう機会を与えられますことをま
ず御礼申し上げたいと思います。

どのぐらいの応募があったのかということでございますが、今、実は参加申し込み
は大部分終了し、西郷市に住所があるがほかの学校にたまたま行っている子どもさん
がいるものですから、その集計も今しているところでございます。そちらをちょっと
おかせていただきまして、今回、4コースで計画を立てさせていただいております。
夏に2回、冬に2回ということでの各小学校、5、6年生村内に住居がある子ども、
また住所がありながら他校に行っている子どもの参加で実施したいと思っております
が、夏の7月24日から26日に行われる、Aコースというふうに言っていますが、該
当児童405名おります中で、215名がそこを希望しています。Bコースと言ってい
ます8月9日、11日に行われるものにつきましては31名、それから妙高市で冬予

定しておりますものにつきましては合計で19名という状況でございます。ぜひ、この子どもたちの希望にできるだけ沿いながら、第2希望等もっておりますので、可能な範囲でそういうことの意向も聞きながら、実施してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ゆうべも私の家にある方が来られて、子どもたち、小学5年生の子どもがいらっしゃる父兄の方ですけれども、本当に子どもたち喜んで、大好評だと言ってくれました。そして抽選から漏れるのかなと心配してもいたという話も聞きましたが、今回は希望する方全員行けるといふふうになっているので、安心してくださいということでお話ししました。子どもたちも父兄もやはり抽選ということ、その方は言いましたけれども、大変喜んで今回は全員参加できるというふうになっておりますので、教育長も大変だと思いますが、ぜひ今回の事業を成功裏に導くように、ご尽力を賜りますことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 執行部より先ほどの発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど、食品の摂取の中で、水のベクレル数、10ベクレルになりましたというところを100ベクレルになりましたというふうに桁違いの発言をしましたので、これを訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 先ほど、佐藤議員の佐渡のリフレッシュ事業の中でお尋ねがありました。その際に、子どもの数の説明をいたしました。そのときに、西郷村と白河市というのをちょっと言い間違えた箇所があったということに気がきましたので、ちょっと申し上げます。

西郷村に住所がある子どもたちの数を説明申し上げました。そのほかに西郷村に住所があるのですが、白河市等の学校に行っている子どもたちがいますという意味で申し上げたんですが、そこをちょっと白河市に住所のあると言った部分があったということで、まことに申しわけありません。おわびして訂正申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第5、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 環境行政について
2. 教育行政について
3. 歴史、観光行政について

○ 9 番（小林重夫君） 9 番、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の第 1、環境行政について。質問の趣旨、公園、通学路の除染について。この通学路の除染の件は 15 番議員もやっておりますので、よろしく申し上げます。

質問。バスストップ前にあるループ公園、東京電力より借用についてお尋ねします。

政務調査の報告で、石塚団地住宅へ行ったとき、小田倉小学校へ通学している奥様からループ公園の線量が高いので、心配で公園の除染を早急にしてもらいたいとの強い要望がありました。モニタリングポストが奥深く、管理棟の前にあります。早速調べてみると、0.6 から 0.8 マイクロシーベルトありました。公共施設、公園となると除染順位が早いということではありますが、大変遅れていることに憂慮しております。

それでは、お尋ねします。村当局はループ公園の除染についてどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 9 番小林議員の一般質問にお答えいたします。

ループ公園の除染についてのお尋ねでございますが、通称ループ公園の除染につきましては、上新田行政区及び下新田行政区との中間に位置しており、住宅に隣接しているほか、公園用途として村が使用管理しております。上新田地区及び下新田地区の線量モニタリング調査は 6 月に既に発注しておりますので、この調査を実施した上で順次除染の発注をいたしますので、この両地区の除染に合わせまして一緒に除染をする予定でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○ 9 番（小林重夫君） 両地区の状況に合わせてやるということですが、実際には何月頃やるんですか。あれだけのループ公園の広さあるんだけど、いつ頃やるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

現在、6 月にモニタリング事前調査をしております。おおむね 1 か月半から 2 か月かかるであろうと。その後に設計積算をしまして、業務を発注するわけですが、現在の見通しではお盆明けぐらいには業者に発注できるだろうと。それから戸別打ち合わせが入りますので、早くて 9 月には除染に入れると思います。当ループ公園につきましては行政区は上新田に属すると思っておりますので、上新田のほうでそちらを早く優先にということであれば、そちらを早目に除染をしたいと考えております。ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○ 9 番（小林重夫君） それでは、村長、環境対策課長、前向きに早くやってください。

このループ公園に関して再質問します。

ループ公園の中にあずまやというのがあるんです。このときにこの方の奥様から、あの中で何だか病気になったとか死んだとかという変なあれがあって、とにかく気持ち悪くて仕方がないんだということも言われました。そして私も前にこのことをあずまやの中に糞をしたりなんかして、あと、いたずら書きとかして、いろいろ嫌なことがありました。やはりそういうような状況ですので、環境上何とというんだ、とにかく気持ち悪いと。だから撤去してもらいたいというようなことも言われました。この件についてはどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 公園はどなたも行きますので、なるべくそういった用途がうまく使えるように、今お話しのようなことのないように、不審者があれば通報、あるいはパトロール、いろいろやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。

この石塚住宅の奥様に私政務調査と言いましたけれども、3月議会で上新田水田公道のこの件で報告に行きました。村は農事組合の四、五名が反対だからできないんだという村長の意見書の、皆さんに配った、そういうふうなことを私とにかく88名にお詫びしながら、こういうことなんですと、それはとんでもない話ですというようなことを皆さん言っていました、この件とは違うけれども。その件でもって、私はとにかく頼まれたことはちゃんとやるようにしています。だから、村で議会で議決していることを村長が執行をやらないというのは、これはもう本当に議会無視のとんでもない執行者ですから、はっきり言わせれば。そういうことでなくやってください、本当に。それはそれで前向きにやるようにして、次へいきます。

次、2として、小田倉小学校への通学路の除染について。ループ公園の脇、国道4号線の歩道ですが、定住促進住宅、以前は雇用促進住宅からの通学、村営住宅、岩下団地からの通学、新田新興前山住宅団地からの通学、かなりの生徒が通学しています。それで、私、今日の議会に線量計、村長、自前の線量計です。村の政務調査費からこれは買ってもらっていないですから、これで今測ってみたら、これは自前でこれから言うけれども、通学路、今細かく測ったから、それで今日来たから、持ってきて測ってみたら、この議会の中は0.063マイクロシーベルトであります。私はこのように、小田倉小学校通学路放射線測定値、5月15日、水曜、天候微風、いろはにほへとちりぬるをわか順、定住促進住宅行政区、岩下団地行政区、上新田行政区からの通学路と、そしてこういうふうなことを、この資料を村長と環境対策課長殿、教育長に差し上げますので、除染の資料です。

じゃ、質問します。

小田倉小学校までの29か所を測定しています。小田倉小学校までのうち17か所で0.23マイクロシーベルトを超えております。1センチメートル、50センチメートル、1メートルの測定、小学校は50センチメートルが基準値ということで、測定地点は定住促進住宅前0.143マイクロシーベルト、ギフトプラザ前0.215マ

マイクロシーベルト、プレミアインホテル前0.302マイクロシーベルト、佐藤春洋商店前0.313マイクロシーベルト、ループ公園前0.280マイクロシーベルト、元アオキ工業前0.120マイクロシーベルト、岩下村営住宅団地前0.345マイクロシーベルト、元折仁スタンド前0.302マイクロシーベルト、万世レストラン前0.248マイクロシーベルト、高砂ホンダ前0.334マイクロシーベルト、モータグラフティ前0.248マイクロシーベルト、蒼の里そば屋前0.323マイクロシーベルト、前山ニュータウン曲がり角の団地前0.334マイクロシーベルト、キタセキサービスステーション前0.367マイクロシーベルト、白河インターチェンジ入り口前0.204マイクロシーベルト、小田倉小学校東口前0.345マイクロシーベルト、ループ公園前四辻0.269マイクロシーベルト、石塚団地0.180マイクロシーベルト、バスストップ前0.192マイクロシーベルト、大戸電設前0.237マイクロシーベルト、その下に、村長、図面も添付されているからよく見てください。

上新田消防屯所前0.204マイクロシーベルト、上新田公民館入り口前0.237マイクロシーベルト、古峯神社森の湯前0.143マイクロシーベルト、立出住宅地区0.167マイクロシーベルト、前山新興住宅0.192マイクロシーベルト、これは以前簡易除染しているんです。私もこれは平成23年の秋だったか、一応簡易、私も環境課長の次長が出て来られなかったですから、やりました。ちょっと下がっていますけれども、鈴木製めん前山住宅前0.323マイクロシーベルト、狼山合住宅0.237マイクロシーベルト、岩下住宅0.167マイクロシーベルト、オリンピック前住宅0.302マイクロシーベルト、上新田公民館遊園地0.356マイクロシーベルト、前山新興住宅遊園地0.108マイクロシーベルト、滑り台0.192マイクロシーベルト、これは前に除染しています——等であります。

このものを持って、1センチから50センチ、1メートルと腰痛くなった。これだけやったんです、その図面見るとわかるとおり。（不規則発言あり）毎日通学、登校下校時、被ばくし危険にさらされております。小・中学校、保育・幼稚園等は除染されて放射線量が許容値以下になってはいますが、歩道の通学路等の除染はどのように対応していくのか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まことにご苦労さまでございました。細かく数字書いてありますので、一番わかりやすい情報源になります。1回やったところは0.108マイクロシーベルトとか、0.167マイクロシーベルトとかありますが、やはりここは効果があったと。それから一番高いのは0.364マイクロシーベルト、キタセキSS前あります。これはまだやっていないというような感じがします。まことにご苦労さまでございました。いち早くしたいと思いますが、通学路につきましては、除染実施区域内につきましては住宅除染と同じ時期にやるというふうに今申し上げております。時期につきましては今のお話のとおりでありますので、そこだけスポット的に抜き出すというより、ゾーンとして上から下まで全部やってしまうと、これは今度は移行とかなんかが止まるだろうという考えのもと一緒にやらせていただきますので、ひと

つよろしく願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。

私、東京電力ちょっと悔しいのは、こういうふうなもの買ったんです。9万8,000円した。新聞に出ていて、野菜もちょっと測れますとか何とかとやった。一番先じゃない、私、何というんだらう、カインズホームというところでペンの測定器6,700円かそこらで売っているの、それで今度はその次、大玉村のほうですばらしいの出たんだ2万9,000円だか8,000円だか、家内が福島へ出た帰り、大玉村の工場に行って、そこで売ってくれないかと。ところがNPOでやっているから、郡山市でやっているんだと、そこで行って申し込んで送ってもらいました。その件は政務調査費で対応してもらいましたけれども、これ自分で手前で買ったこのヤツ、東京電力のそういう賠償事務所へ行って、書類書いてみんなやったんだ。そうしたら想定外だからだめだと言うんですよ。賠償想定外だと言うんだ、とんでもない話で、だから本当にもう自分の（聞きとり不能）想定外と言ってとんでもないといって、（聞きとり不能）そんな状態だからね東電なんていうのは。

再質問します。

除染は今、村長が言ったように住宅やる頃、そう言うけれども、住宅前に、やはり何といっても子どもというの一番大事だということは村でも言い、教育長も認識しているんじゃないですか。実際のところ、そういう地域の人にとっては本当に大変です。私1日ばかりでやったんだから。やったんですよ、本当に。腰をこういうふうに痛くしながらやったんです、こうやって。これいつ頃にやるんだか、早急にやってもらいたいと思いますが、どうなんですか。そんな住宅とあれなんて。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

議員さんのこういった活動については大変頭の下がる思いでありありがとうございます。測ってくれた当地区については、国道4号線が絡んでおります。これは特措法によって道路管理者がやるということですが、原中地区と上新田地区になると思うんですが、原中地区についてはこれから除染の説明をして、早ければ来年の頭に入りたいと考えておりますので、そのときに国土交通事務所と協議を今現在しておりますので、そういった中で進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 除染をこれは早くするのはいいんですけれども、15番議員も言いましたけれども、私、これ側道、通学の側道みんなやったんです。そこの側道には側溝とかいろいろあるから、そこら辺もちゃんとやって、ただの圧力あれでこうやっただけで終わりなんかじゃなくて、そういうふうなちゃんとやって、こういうような線量を下げて安心・安全のやはり通学路にしてもらいたいと、そのように思っております。そういうことでよろしく願ひします。

次に、3番です。上新田公民館（転作センター）の前に、シーソー、ブランコ等のある子どもの遊園地がありますが、線量が今言ったように0.366シーベルトと高く、時々親子で子どもたちが遊んでいます。早急に除染すべきと思いますが、除染はどのように対応するのか、いつ頃になるのか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

先ほどループ公園ということで実施時期を申し上げましたが、その時期になるかと思えます。通称転作技術センターという前に神社がございまして、そこに遊具施設がございまして。その遊具施設の除染だと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、ループ公園と同じような時期になると思いますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長の答弁納得しますけれども、とにかく私この件については前にもあそこ高いからというのを言ったことがある。とにかく早くやるようにしてください。前は振興住宅のほうだけ先にやって、同じ行政区の中で不公平です、本当に。公民館（転作センター）の前はあそこでよく私ウオーキングだのいろいろやっていると、よく親子で遊んでいたたりしているんです。そういうので、とにかくそういう行政においては不公平のないようにやってください。誰々に圧力かかって言われたからこうだからと、前山住宅の公園とかやっているところ、私もちょうど自転車で行ったらやっていたからね。来て何やっているのかなとこう言ったら、そんなふうなことで、だからやれば下がっているということで、やらなくてはだめです。そういうことでよろしくをお願いします。

次に、質問の第2、教育行政について。質問の趣旨、文化財の保護について。この件については5番議員もちょっと言ったようですので、私なりに質問させていただきます。

上新田部落に古来からの土俗信仰として、そのように表現するのかわかりませんが、供養塔群があります。西郷村教育委員会の指定になっているようであります。そうですか、教育長。祭られているのは、二十三夜供養塔、1787年、今から226年前、江戸中期のもの、庚申塔、かのえさる、かんし干支等、私が若き青年のころ、おこしんさまという催しが夜順番で庚申の日に集まり、その夜は女人禁制で、女のところへ行ってはだめなんです、その夜は。女人禁制で夜を明かすという催しがありました。今は廃れてしまったようであります。そのほか、六十六部供養塔、鎌倉時代から室町時代にかけて、六十六巡礼行者の縁によって建立された塔と記されております。馬頭観世音等、信仰は奈良時代から始まり、盛んになるのは江戸時代後半から、地蔵菩薩等、信仰は奈良時代に始まり、江戸時代に庶民の信仰の対象として盛んになったということでありまして。

上新田供養塔群は84基あります。41基が江戸時代のもの、古いものは享保元年、1716年、今から294年前の地蔵菩薩像、種類別には馬頭観世音等が43基あり、道しるべの役目ともなっており、3方面の案内で、これより小田倉道、カツシュとこ

それは甲子温泉への道かと思えますが、よくわかりません。那須の湯と道祖神の役目もしていたようであります。庚申塔は、庚申の日に、日や月の満ち欠けの日に集まり、講の集団によって建てられたとのこと、十九夜塔、十三夜塔は女性の安産祈願の信仰の対象の催しであったようであります。

長々といわれを申し上げましたが、一昨年の中日本大震災3・11のマグニチュード9という未曾有の、また想定外の大地震により、上新田供養塔群も石塔の倒壊が4から5基あります。我が西郷村において歴史文化教育に価値あるものと思っておりますが、修復について村当局はどのように考えているのか、お尋ねします。

今春早々、早期に見づらくなっていた供養塔群の歴史案内板を新調いただき、担当課に感謝申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答え申し上げます。

上新田部落に古来から信仰としてある供養塔群のことのご質問にお答え申し上げます。

3・11東日本大震災によりまして、村でも歴史を伝えてきました石造物が多数残念ながら倒壊をいたしました。教育委員会では震災後に状況調査を行い、状況の把握に努めたところでございます。また、昨年の行政区長会におきまして、区長様宛てに壊れた石造物がどのくらいあるかというアンケート調査をお願い申し上げまして、この把握を最初にとということでスタートいたしました。

上新田地区の供養塔群の石塔の倒壊状況でございますが、現地に私も生涯学習課と一緒に参りまして、見せていただきました。倒壊している状況、写真にもおさめてきましたが、本当に残念だなというふうに思っています。

また、今回の倒壊ではないかもしれないということを含めながら多数の倒れているものがありました。このことにつきまして今後ということになります。このままの状態に置くということは、ここばかりでなくて、ほかのさまざまところにそういうことがありますので、できる限り早い修復が必要だということは思っています。

ただ、昨日もご質問に答えさせていただきましてとおおり、最初に指定ということがあるかないかということが一つございます。そして、その指定に伴いまして補助ということになってくるわけですが、先ほどちょっとお尋ねありましたが、ここの供養塔群は指定というところではございません。そういう状況にはあるのですが、申し上げましたとおおり、ただそのままにしておくということは、今後このままにしておけばそのまま朽ちるということにもなるので、その辺のところを昨日のご答弁のように、何か法の規制がございまして、法の規制に触れない範囲で何かできないものかと。よそのところで、そういうことの試みなどもなされているやに聞いていますので、どのような試みなのか、そういうこともよく勉強しまして、そしてどういうことができるのかそういうことを行政区の皆さん、そして専門家の皆さんと相談をしながら、よく考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈り申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。

教育長から答弁ありましたが、上新田供養塔群は西郷村指定重要文化財に指定になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

昨日も申し上げたとおりなのですが、現在のところの指定は県のもの1つ含めまして13ということになっています。今後のことですが、指定があつて補助ということもあるので、価値の高いものにつきましては専門家のご意見等もよく入れまして、数が何せ村内たくさんあるわけですから、その中で指定に値するののかどうかをよく検討させていただきまして進めてまいりたいというふうに思います。今現在、ここが指定になるのかどうかは、したがいまして申し上げることはできません。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 教育長、教育委員会のすばらしい案内板もあるんですから、指定に努力してやってもらいたいと思うんです。私、今これからほかのことを言いますけれども、鹿児島県の出水市というところがあるんですけども、大日庚申塔が市指定文化財になっております。市指定文化財になっているんだ、鹿児島県出水市の。庚申塔というのは、今言ったように、歴史的にも古いそういう価値のあるものですから、ぜひ。

あとは、何かインターネットで調べたら数多くそっちこっちあるんだ。そういうちゃんと市の重要有形文化財とか何とかとなっているのがあるんです、本当に。だから西郷村だけどんな理由、政教分離とか何とかあるか知れないけれども、政教分離といつてももう古いもので、信仰心の当時はすごいいろいろあつたと思うよ。今は信仰心なんてないんですから、講中の団体とかいろいろあつて、そういう中で行政の力をかりなくても昔はやってきたんだ。今はそんなことじゃなくて、葬式だつて今新式になってしまって、いろいろな葬式の組み分けと、今度は我がの番のところには班長だとか総代が回っていくと、やっていられないと抜けていくような人なんだ、そういうのは組織の。そんな状態ですから、とにかくいいほうに、教育長もほかのこの件のインターネットで見て調べてくださいよ。ほかの自治体だつてやっているんですから。はっきり言って。これ出水市とか、教育長、やっているんだ。あと、もっと（聞きとり不能）が言った南、何だ、（聞きとり不能）ではなくて、何だ、あっちのほうとかいろいろ、こんなのもあるんだから。

じゃ、次にいきます。

上新田供養塔群は数も規模も村内石塔群の中で抜群であります。それだけ規模も大きいし数があるということだ。村重要文化財にふさわしい要件を備えていると思いますが、前向きの見解をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

今ほど資料もいただきまして、ありがとうございます。指定につきましては、先

ほど申し上げましたように、法の規制に触れない、そういうことを含めて先例というか、そういうことをやっているところがあるとも聞いていますし、そういうことについて、繰り返しになりますが、よく勉強させていただくことにしたいというふうに思っています。どういう方法でできるのか含めて、そういうふうになりたいというふうに思っています。

また、実際に供養塔見せていただきました。数の多さもまた倒れている数の残念さも両方見ております。先ほど申し上げましたことになりましたが、文化財保護委員会等あるいは村外の方など含めて専門家のご意見を聞きながら、指定に値する価値が高いものかどうかを見きわめさせていただくなどして、指定ができるのかどうか、この判断を文化財保護委員会のほうによく諮問申し上げて、回答を得たいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、次にいきます。再質問します。

西郷村の石造文化等の中で、西郷村の野仏抄に虫笠の八幡神社脇にある大仏碑大日碑はどうして村重要文化財指定13号になっているのか、お聞かせください。インターネットには12号までしか出ていません。7号と9号の間に8号がないんです。あと1号は何だろう。

私、インターネットを調べたら、西郷村、先ほど、この間、西郷の教育と言うところを回って、切ってきたんです。ここの中に、指定文化財等の中にあるもの、谷地内とかいろいろあるけれども、その中に虫笠大日碑板碑と牛窪板碑群と指定有形文化財となっている。だから、こういうのから、私は実際、虫笠まで行って、杉の間の2件だけあるけれども、それを見てきました。この上新田のところはでかいあれじゃないか。広大なあって。これだけのこの大日碑板碑というのは、何というのか、ただ560年前、調べたら、仏教というのはインドから来たから、インドの梵字というのがこれで、マークみたいな、何というのだから知らないけれども、あるんだ。それがあから重要文化財になったかなと、それは知らないけれども、とにかくそういうことであります。

それで、遺跡等文化財等と西郷村の分です。これもインターネットに出てきたんだ。ちょっと余計なところをほじくっていたら、調べて。その中にいろいろ年代別に見ても、一番古いのは（聞きとり不能）正徳という時代があるね。298年前、上新田の、それから長坂の観音山、長坂にも上新田よりももっとちっちゃくした形の石塔群があるんだ。上新田よりもっと小さいけれどもあるんだ。それは、長坂にはこれは今から293年前、上新田は297年、大体同じくそのように上新田というのは上新しい新田と書くと。

こういうことで調べたら、やはりそこに先祖様がいて、古かったんだなどそれだけでも、いろいろそういう中にこういう石塔群、教育長、そのころ拝んだり何とかしているかもしれない。ところが今は、廃れてしまって神様、神社は何とかしてくれというのであれば、宗教法にひっかかりしないかと。こういうふうに古くなったような宗

教にひっかかるか、これは私そんな理解がないけれども、頭ではね。そんなことじゃなくてもっといいほうに考えて、教育長、やはり必要は必要で、復旧は復旧、復興してやるべきなんです。それだけの価値があるんです、これは。そんな道路から旧4号線の道路から丸見えですから、でんとう。そういうことであります。

虫笠、羽太というと、何でも指定になっているみたい、これいつから13号というのはなったんですか。お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

村指定13号についてです。牛窪の板碑群についての指定でございます。これは、平成24年4月27日に指定をさせていただいたものでございます。板碑は東北地方、そして福島県、数多く多分あって、その中でもこの板碑はとか、とにかく板碑全体が古いものでございますので、価値あるものです。その中で、特にというもので、それぞれの市町村などでも指定していると思われま。西郷村はどちらかというとも板碑が少ないほうの部類の村とちょうど指定することにちょっとお聞きしたような気がします。その中にある非常に貴重だと。希少でもあるというようなことも理由に加えて、この牛窪の板碑を指定させていただいたものでありまして、どこの地区だからとかそういうことではなくて、村全体にとって貴重なものだとということで大日板碑ほか2基、合わせて3基が指定になったというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

価値につきましては、先ほど申し上げましたように、専門家のご意見等いただかないとどの程度の価値なのかも含めて、私などではちょっと判断もできかねるので、きちんとした組織、そして専門性を持って指定をする際には指定させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長にお尋ねします。

村長、眠いですか。上新田石塔群ばかりではなくて、西郷村にも教育長言われているように、いろいろ倒壊があると。西郷村の財政で許す限りちゃんと復旧・復興、転倒とかあるからやってください。村長、そういう余裕はないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

やはり3・11の被害は本当に議員おっしゃるとおり、西郷村のみならず被災3県同じ状況、この前テレビでもやっていました。みんな直そうという気持ちを持っています。どこまで行政としてやるかという限界論です。基本的には天災ですから、力あるものは直ちにやっていると既にあります。しかし、やはりなかなか費用が莫大で、鳥居は1本500万円ぐらいするらしい。だめで木造にしましたというのもこの前テレビでもやっていました。これはやはり宗教に関するとか、神社とかあります。

今の土俗、そして古来のアニミズム、シャーマニズム、我々の先祖は360万年からひとり立ちして、そしていろいろな進化をしてきましたが、やはり人間になって

180万年、それから縄文、弥生まで来ましたが、その途中においても今のやはりお天道さまとか、あるいはこの自然の災害の畏怖感、恐ろしい部分、それを見てきて、どうそれを乗り越えていくかということをやはり神として自分の気持ちを抑えてきた。あるいはそれにまつわるいろいろな行事をつくってきた。その形として今のお諏訪様、上新田の銘木の下にいっぱいあります。さっき言われた、甲子湯の道とか、那須湯の道、あれもいわば分岐点です。旧街道の名残です。人はやはり集まる場所、目につくところ、そういうところに置いたらしいというのもあそこでわかりました。

1つはそういったことで、全部でやろうというところは始まる所と、それから今申された文化財保護法、国・県・市町村指定といったものをどう分類していくかということになります。もう一つは、それをなし得るいろいろな委員会とか何かがありますので、答申をいただくとかいろいろなことがありますもので、やはり今言われた一番の趣旨は、3・11で全て壊されてしまったのじゃないかということをごとまで入るかということですので、これは今回地震で倒れたと同じ考えを持っております。

よく私ども県に行ったり、あるいは市町村長の話の中にも、こういったものがある一定部分、市町村の裁量によって、そして復興交付金、そういったものといったものは使えないものだろうかということを知りたりしております。なかなかこれについていいと言われたところにおいても、次の段階は今文化財保護法とその他の2番目の並べるところ、ここに行きますので、今いろいろお話あったとおり、いろんな判断材料をつくって、そして早くやっていきたいという気持ちでいるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長、前向きにいい方向に考えてください。

最後に、今の件の質問をさせていただきます。

最後に、皆さんで考えてください。西郷村文化財保護条例ということです。目的、この条例は文化財保護法第98条第2項の規定に基づき、同法の福島県文化財保護条例に指定された文化財を除き、西郷村に所在する文化財を保存し、かつその活用を図り、もって村民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩と貢献することを目的とすると。

定義、第2条、この条例において「文化財」とは次に掲げるものをいう。建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他有形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。それから、第2条の4に古墳、城跡、旧宅、その他遺跡で歴史上または学術上価値の高いものということです。

それから、文化材の指定には、第3条西郷村教育委員会は村の区域内の存する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群及び埋蔵文化財のうち重要なものを、それぞれ西郷村指定有形文化財、西郷村指定無形文化財、西郷村指定民俗文化財、西郷村指定記念物、西郷村指定文化的景観及び西郷村指定伝統的建造物群に指定することができる。

第9条には管理というところに、指定文化財の管理、保存又は修理、復旧につき多

額の経費を要し、所有者がその負担にたえない場合、その他特別な事情がある場合には、教育委員会はその経費の一部に充てるため所有者に対して予算の範囲において補助金を交付することができる。このようなことがあります。昔はどうでも、今はこういうふうな総代とか、あそこの所有だと言ってある村の上新田の共有地だか何だかわからないけれども、役場の土地係のほうで調べればわかるのか、それは。そしてあの地域の人がボランティアで草刈りだのはやっているんです、あそこ。とにかく西郷、上新田ばかりではなくて、ほかにもこういうすばらしいものがあると思いますので、その点やはり本当に復旧復興に村として力を入れてもらいたいと思います。

この件は以上で、あとは今これ、条例って、私、インターネット調べてもこんなぱっと載るんだから。そんなだったら出た。その点検討してもらって、こういう（聞きとり不能）。指定できるように努力してください。

次にいきます。

次に、質問の第3、歴史、観光行政について。質問の趣旨、米小学校の西、多目的グラウンドの近くにある戊辰の桜を西郷村教育委員会指定の文化財にということであります。

NHK大河ドラマ「八重の桜」でクローズアップされてきた白河口の戦い、西郷村においても、羽太の戦いで、森要蔵、森寅雄親子、これは北辰一刀流の流れを汲む剣客剣豪です。西軍との壮絶な戦いと歴史という秘話であります。羽太嫁塚大龍寺に墓として祭られています。1868年、明治元年、戊辰の年、今から145年前、勤王佐幕、官軍と幕軍の戦いで、両軍とも多数戦死者を出した。当時、地域の部落民は敵味方なく死者を手厚く葬り、負傷者を治療救護したとのすばらしい実話であります。3年前、小・中学校の合唱祭が文化センターで開催されたとき、米小学校の合唱部が歌った戊辰の桜に当時戊辰の役に携わった人たちの人間性、情景に感動し、あふれる涙を抑えることができませんでした。私、涙が出たんです。この歌聞いて、すばらしい歌だと。教育長、感動する歌ほどすばらしい歌はありません。当時の状況がすばらしく歌に表現されています。私が審査員だったら最優秀賞をあげました。米小学校で歌い継がれているとのこと、すばらしいことでもあります。西郷村商工会も今年は商工祭30周年を記念して、観光振興を大きく打ち出し、戊辰の桜、森要蔵親子羽太に散るといふ寸劇を村民の融資で行うとのこと、米小学校の合唱部も参加出演するとのことでもあります。村当局に多大な支援を期待するものであります。

それでは、お伺いします。戊辰の桜を村指定の文化財に指定するのかどうか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答え申し上げます。

戊辰の桜を文化財に指定するののかということでございます。

戊辰の桜につきましては、お話しありましたように、米小学校が今ではかかわってくれて、歌も近藤文治先生と芳賀校長先生のお二人のご尽力でできて歌ったりもして、大切にいただいていますのは大変ありがたいことでもあります。私もあそこ

の戊辰の桜は何度か見えていますし、先日生涯学習課と一緒に写真も新たに撮っています。その中にあるんですが、早口でちょっと読みます。祖父長太郎の口伝によれば、慶応4年5月1日、白河城落城の折、会津藩士がこの地に逃れ、裏山の湿地に身を隠し、毎夕この畑の中の清水を使い、祖父に見つかり、はじめは逃げていたが、幾日か過ぎると話し合う中となり、西軍に見つかれば命はなかったと話していたという。その後、食、住等の世話をし、傷も全快し、会津に帰るとき、お世話になりましたが、何のお礼もできませんと。この山桜を植えて帰ったという。以来、戊辰桜と名づけ、永遠の記念樹としたという。時に、祖父は17歳であった。この桜を植えて、今年113年に当たり、これを記念し、後世のためのこの記念碑を建立する。昭和55年5月1日、仁平清作建立というふうに刻まれておりました。

このことからすると、今から136年前になるのでしょうか。桜が植えられたということになるかと思えます。歴史を持ったものだと思いますが、いくつかちょっと前にも文化財保護委員会でこのことが話題になりました。1つは、口伝によればという、そこのところも1つなっています。言い伝えなんです。ですから本当にというその吟味をいまいししっかりしたいというふうにも思っています。

もう一つ、民地であり民木というところも課題になりました。白河市なんかの例も引きながら、こういうものはどうかという審議もなされたんですが、史跡やお墓など白河市も市の指定になっていないものが、数多くある状況を考えれば、もう少し詳しく事実関係もあわせて調べながら、指定する際にはきちんとした責任のある指定をすべきではないかと、このようなことに至ったところでございました。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 戊辰の桜と私も聞いて、そしてこれはもらった資料だけれども、この世にあるすばらしい那須連峰、後ろに、すばらしい桜なんです。NHK大河ドラマ「八重の桜」にあやかり、適地掘り起こし、観光振興への取り組みと、福島県西郷村、平成25年NHK大河ドラマ八重の桜でにわかにクローズアップされてきた会津戊辰戦争での秘話にちなみ、1本の桜に隠れた歴史を掘り起こし、その物語性を観光振興に充てるということで、私も教育長、いろいろ私も10年前から言ったことあるんです。そのころは戊辰の桜といえば、ちょっと歌も聞いていないし、私もふるさと講座というのを10回ぐらい参加しています、いろいろ。虫笠から何とか行って、高助というところ、そしてこういうようなことなどはいっぱいある。そういう点で、教育長はそんな後ろ向きだめだから。前向きに行かなくては。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま9番小林重夫君の発言中ではありますが、時間ですので、ここでこれより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。

学校教育課、教育長に注文をつけておきます。私がこの戊辰の桜の件で、米小学校に行ったとき、案内状が来ていないのに行きました。だから、それで受付が戸惑っていました。小林重夫という村議会議員の名前がなかったんだよ。いくらどこに行っても言うんです。あんなの皆さんの議員の名前かけたって、印刷費幾らもかからないから。どういうふうなあれで、小田倉小学校だけじゃなくて、もっと前には私なんだ羽太小学校の運動会にも行きました。そういうふうな学校行事で案内状出すときは、全議員の名前入れてください。幾らも経費かからないですから。そうすれば、受付だって戸惑うこともなかったと思うんです。

じゃ、次にいきます。

次に、戊辰の桜の保護について。（不規則発言あり）案内状は来ていませんでしたが、米小学校の入学式に参加しました。受付が戸惑っていました。戊辰の桜のことが聞きたかったからであります。桜も咲いていなく、学校の西、山の麓にあるとのことでありました。先月の半ば、早朝桜の現場調査に行ってみました。祖先が建立したとのこと、石碑といわれの書かれた看板があり、周囲には木柵等はなく、整備されていません。桜の観桜会、花見の時期は5月5日頃とのこと、毎年、有識者が30人ほど集まり、供養のバーベキュー観桜会を行っているとのこと。よいことと思います。村当局教育委員会として、整備する考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのこと、最初にちょっと、申し上げたいと思います。

口伝の話を申し上げましたが、お聞きするところによれば、その桜を植えて帰った隊士の子孫の方がお礼状を仁平さんのところにはがきという形で出してくださっているというお話を聞きましたので、仁平さんにもそのことを尋ねながら貴重なはがきでありますので、教育委員会のほうでもそのはがきをお借りするなり、何かできることをぜひ早いうちにしたいというふうに思っています。

保護のことをございますが、指定しています甲神社のキャラボクとか、こういうものにつきましては、指定に基づいて補助とかそれから保護とかそういうことをしているわけですが、指定をしていないものについては、先ほど来申し上げていますように、価値のこととか、いろいろ多方面から視点を当てながら、専門の方のご意見をいただきながらそういうことをしていきたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 教育長の答弁では指定されていないからと言っています。ほかの自治体では、ちょっと参考までに、これは、古殿町の越代の桜、こういうの町で指定しているんです。そして保護しているんです。柵だのちゃんをつくって入れないよう

にして。西郷村は何でできないんですか。このすばらしい歴史のいわれのあることを。教育長、よく考えてみてください。こんないろいろな決まり切ったことばかり言って、そんなじゃだめなんだから。これすばらしく、ここに古殿町とか、それから越代の桜。

○議長（鈴木宏始君） 小林議員、こちらを向いて発言してください。

○9番（小林重夫君） こういうのが西郷村でできないのかというんだよ、本当に。物事は前向きに考えて観光振興のために私やっているんだよ。（聞きとり不能）こんなじゃ、西郷村財政言うと、こういうできないなんて言ってられまい、これは、教育長。こういうすばらしいこれだって、まだまだだから手入れだのしてこれやったらすばらしく、指定してネットをやって、管理してやったらすばらしくなってしまうんだ、本当に。そういう前向きに考えてください、とにかく。ほかの自治体のこと出してね、いいことだと思うけれども、悪いと思っているわけじゃない。

教育長、前を向いてください。前な。ほかの自治体でちゃんとこういうふうにして管理してやっているんだから。

じゃ、とにかくやるということで、村長、やるということだよ、やらなくてはだめですよ。

次にいきます。

戊辰の桜をよく調査してみると、幹は太く、大きくなっていますが、芯が空洞になっていて、枯れている枝もあり、樹勢が弱くなっているようであります。村当局で樹医をあっせんし、樹勢回復の助成をしてはどうか、お尋ねします。所有者は樹勢回復のため、また牧柵等つくるためとか、いろいろ管理においては、邪魔な草木等は伐採すると言っていました。ここの所有者はそのように村でやってもらえるんならば、協力しますと言っています。

だから、越代の桜だとか、戸津辺の桜、これだってみんな個人所有の土地です。それを矢祭町とか、古殿町でやっているんです。我が西郷村でできなくはあるまい。何も全て後ろ向きで、後ろを向いても何も結果なんて出ないんですから、本当に。そういうことで、どうなんですか。私実際行って見て、こうやったら、回らないぐらいの太さなんです、本当に桜が。これに対して私のない頭でこれをつくったものだから、答弁してください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

何度も熱い思いを届けていただいて、私それをよく感じています。前向きにということですので、先ほど来申し上げていますように、通る道があるので、その通りだけはしなければならぬので、その通りをきちんと受け止めまして、諮問をし、そして答申いただくなど、そういうことをしてみたいというふうに思っています。現場も見まして、戊辰桜そのものの枝、向かって左の枝がおっしゃるとおり、少し枯れかかっているなど、木の状況もわかっていますので、そういう樹勢のことを含めて、あまり時間を長くかけているということもよくないことだと思っているのもよくわかりますので、そのように考えております。

よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、観光振興について。戊辰の桜を村のホームページに魅力的な発信力の宣揚のために掲載すべきと思ひますが、村当局の見解をお示しください。

そのほか、戊辰の役に関して、当村には黒川に内山忠之右衛門の墓、班宗寺、高助には二本松藩、大河原弥太郎の墓、斎藤孫吉の墓、鶴生には穴薬師、黒装束のゲリラ隊、米には戦死供養塔、山川將軍乗馬の碑、谷地中には戦死供養塔、会津藩戦死者の供養塔であります。長坂墓地等もあります。当村において、隠れた名所旧跡の掘り出し、宣揚が必要です。以前一般質問で、村道沿いのミニパーク等に大きな看板で村内の文化・名所旧跡等を宣伝、紹介すべきと訴えましたが、何の変化向上もありません。村長、何の変化向上もないですから、もったいないことであります。大河ドラマで注目されている今こそ、大々的に当村のよさをあらゆる手段で宣伝すべきと思ひますが、村当局の前向きな革新の答弁を求めるものであります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 戊辰について、今お話しのとおり、よくお調べになられて、本当にありがとうございます。私も米村の山川將軍下馬の碑、あれは先ごろ初めてわかりました。あそこに山川大蔵がいたというのはちょっとわからなかった。先週は西郷頼母が会津に引き揚げていったところが出てきましたが、やはりその引き揚げるときが西郷村にとっては一番大災害であった。大被害が出た。やはり兵たんを残さないと言った意味合いがあったようであります。

ただ、戊辰の桜とかあるいは美談といったものがあります。先ほど、大龍寺、森要蔵の話もありましたが、飯野藩から意気を感じて神田桶町から来た千葉周作、定吉の四天王の一人というふうに言っています。そういったことをずっと書きますと、歴史はやはりすごいものだということがわかります。今まで、なかなかそういったことで組織立ったものはありませんでしたが、今般県はやはり震災、あるいは原発から復興という意味を込めて、NHKはこれを採用したと。そしてこの戊辰に係る福島県の魂を売ってくれたんじゃないかという側面を持っているものと、私は思っております。

おただしのとおり、いっぱい史跡がありますし、やはりそれは戊辰145年目にし、また日の目を見るのかなという気もいたしますので、いろいろ県事業もごさいますので、タイアップしたりしながら、現在案内看板は県と一緒に2か所ぐらい設置してはどうかという調査も協議も進めているところでごさいます。また、この歴史が表に出ることによって、そのときに助けたり、助けられたり、さきの美談がありました。こういったご紹介をしていくのも、一つのいい意味での歴史の紹介の仕方ではないかというふうに思ひますので、いろいろ協議をしてやっていきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長、ことは商工会30周年記念イベントを大々的にやるということですから、前向きにやってください。

次にいきます。

白河口の戦いで、九番町、一本松の裏山、稲荷公園を白河市は急遽、駐車場、歩道等を整備し、会津戊辰の役の旗を掲げております。当村も戊辰の桜までのふるさと農道から谷地中部部落の前山の下を通っている村道3039号線の舗装整備を、また多目的グラウンドの周囲の道が整備されていますが、砂利道なので、来訪者のために舗装整備、駐車場の整備を提言するものであります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 稲荷山公園のことはこの前テレビでやっていました。あそこに碑もありますし、駐車場整備してということは紹介すると、先ほどの意味だと思います。おただしありました3039号線、舗装整備の一定区域のちょうど境目であります。最初、あの道路をもう少し広げたり、あるいは多目的グラウンドの連結をということが舗装整備のとき話し合われました。もちろん地元の方々の意向もあったりして、あの幅員と砂利道になったわけであります。現在おただしのように、戊辰の桜に行くルート上にありますので、地元の方々の意見です、最初からわかっていたので、よくお聞きして、見に行く場合は、いろいろ今のおただしのような交通関係の問題が出てくるとお思いますので、よく話し合いをして対応していきたいとお思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。

今、私の道路の舗装整備とか言いました。私、上新田のことばかり言っているんじゃないから、村全体のことを私は言っているんです。上新田のことばかり私は言っていないですから、墓場の整備とかいろいろ、悲願だけれども。こういうほかのこと、私、西郷村がかわいいから言うんです。その辺理解してもらいたいと思います、本当に。村長ならできるんです、やる気になれば。そんな農事組合なんて恐ろしいことないんですから、全然。前向きにやってください。とんでもないんですから。本当に皆さん、とんでもない話だと言っていました。そんなことやったらだめだと言って。

村長、健康ウォーキングだって推奨しているんでしょう。私も前に一般質問やったように、上新田、水田公道のところからまったくもう那須甲子連山が見えて、堀川があれしてすばらしい環境なんだ。だから、何で村でやってくれないのかと、本当に何だ、今の村長はなんて言っているようなことですから。そういうことやって、皆さんの要望をやはり実現しなくてはどうしようもありません。

いきます。

多目的グラウンドの一部を広いので、駐車場に開放するのも一策かと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一策ではあります、やはり地元の思いとそれから今使っている分と調整しなければなりません。やはりどの程度今の美談に感じて見に来る人がいるかという数と連動しますので、よく見てやっていきたい。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、最後の質問をします。

質問の題に教育行政とダブリますが、再質問させていただきます。

西郷村には重要指定文化財が2号から13号までありますが、どうして1号と8号はないのか、1号と8号の重要文化財は何なのかをお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

村指定の文化財、13号までのうち、1号、8号がなぜないのかという、そういう趣旨のご質問かと思えます。

1号から13号まで全て指定しているものでございます。1号につきましては、前にご質問のときにも申し上げましたが、県指定の重要無形民俗文化財ということになっていまして、ダブって指定しているということでございます。それから8号については、旧軍馬補充部の白河支部事務所ということでございますが、これはこのことを取り出して特別に説明を、ごらんいただいたものは取り出して別説明をしているので、ここにちょうどなかったということでありまして、8号の旧軍馬補充部白河支部事務所につきましても指定をしております。1号から13号までの指定となっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 前にも（聞きとり不能）の中で虫笠の大日碑という指定重要文化財がありますが、初めて現場調査して知りました。どうしてこれを村のホームページに掲載していないのか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、牛窪の板碑群の指定につきましては、西郷村では一番直近でありまして、平成24年4月27日でございます。指定されましたことにつきましては、広報にしごう等で周知させていただいたところであります。ホームページにということございましたので、ほかの指定しているものと併せながら、今後もホームページに取り上げてよく周知をできる、そういう段取りをしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 最後の質問をします。

上新田石塔群は享保年代、約300年前の石塔文化遺産であります。ぜひとも村の指定文化財にして、ホームページに上げてやってください。また、西郷村の宣伝が弱いというか、上新田にはそのほかに道祖神として「森の湯」にすばらしい道祖神があります。この間私もあそこ、杉葉が落ちたり、地域の人が集めていたものですから、そのものを全然片付けないから、それを軽トラック持って行って村の廃品置き場のところに、草刈り場のところに持っていきました。ところが、ちょっとそれから今度は草が生えてきたから、除草剤をかけてきれいにちょっと（聞きとり不能）刈りまして、あと、前のほうにしだれ桜のところに看板見えないからもう鎌で切って、それも全部形を刈って、そういうのもホームページに上げて、私、インターネットで先ほど言っ

た遠野には土俗信仰として、インターネット開いたら、畑の中に（聞きとり不能）とこうなっているんだ、出ているんです。それもホームページ出ていたんだ。いろいろあるけれども、そういうふうなこともいろいろいわれがあって、すばらしいことも書かれております。それだってやはり勇気を持ってこういうのがあるんだということを紹介すべきなんだ、いろいろ。そうすれば、それに興味のある人はみんないろいろ来ると思うんだ、勉強したり。

そういうことであるので、看板とか宣伝とかやはり何というんですか、ああいうポケットパークだの、「森の湯」のところ入ってくれば、右側がちょっと右折困難だ。左側のまきば公園の三角のあいているところ、あそこに整備して大きな村案内の看板、あそこなら、村全部のものを立派な看板が入りますから、そのようなことにやはり宣伝すべきだと思うんです。どうなんですか、村長さん。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言いただきまして、やはり今回の地震によって倒れたもの、数が多い。どこまでやるか、それも今度どういう形にやるか。具体的なお話出ましたので、いろいろ参考にさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、長らくどうもありがとうございました。

これで、9番、終わります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇ 4 番 藤田節夫君

1. 憲法問題について
2. 予防接種の助成について
3. 西郷村つどいの広場事業について

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、憲法問題について伺います。

昨年の総選挙で民意を反映しない小選挙区制度の下で自民党、維新の会などの改憲勢力が多数を占め、改憲論者である安倍氏が首相になり、一気に憲法改正に突き進もうとしております。安倍首相は憲法 9 6 条の憲法改正発議要件である国会議員の 3 分の 2 以上から、2 分の 1 以上に引き下げると言っております。

憲法は、主権者である国民がその人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っております。そのために、改憲発議の要件も時の権力者が都合のよいように簡単に憲法を変えることができないようにされております。安倍首相の最大の狙いは憲法 9 条の改正であることは間違いありません。安倍首相の 9 6 条改憲に対して憲法が憲法でなくなる、邪道だという批判が憲法 9 条改憲を主張している人たちからも出ております。今立場の違いを超え、この憲法 9 6 条改憲に反対する勢力が広く沸き起こっております。

そこで、村長にお伺いいたしますけれども、この憲法 9 6 条、さらには憲法 9 条に対して村長のお考えをお伺いいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 国会の動きからということで、4 番藤田議員のご質問にお答えいたします。

現在、おただしの議論が巻き起こって、いろいろな世論調査もされている。今日の新聞では安倍総理も 9 6 条は慎重にならざるを得ない。このように方針転換したやにという報道もありますが、いろいろそういった議論があることは承知しております。

もともと憲法の改正の発議、国会議員に由来するわけでありまして、その部分が 3 分の 2 なのかあるいは 2 分の 1 なのかということで今回出ておりますが、最終的には国民投票という二重のバリアがあるということ承知しているところでございます。まずは国会の議論ということを見ると、いきたいと思っておりますが、あえて 9 6 条、9 条のこと、見解ということでご質問を受けましたので、お答えしますが、やはり、日本国憲法、戦後六十数年たっても一度も改正はされていない。なかなか世界には珍しい憲法だというふうに言われております。なぜかといいますと、この発議の 3 分の 2、なかなか超えられなかったということが過去の論評にもあります。その元が結局、平和憲法というふうに表示される戦争放棄の問題がどうなのかということでもあります。

各国の憲法改正から見ますと、フランス、イタリアの共和制までは言えない。あるいはドイツにおいては、やはり憲法の裁判所があったり、相当やはりさっき言われた人権をベースにして、そう簡単に変えられないようになっているということもあ

す。やはり、法律の中の法律でありますので、一番の基礎についてはあまりぐらつかないほうがいいということだろうと思います。

さて、どのようにこれまでの改正の動きがあったのか。結局、日本の憲法、戦後21年から始まっている。この基礎の基幹の問題、あるいはマッカーサーの私案とかいろいろあります。そこに時の憲法の学者の方々、国会議員等が修正を加えたりしてできてきたのが今の憲法だと思います。しかし、少し理想主義にその色が強くて、戦争放棄、あるいは自衛隊との関係がどうなのかということも、これまでずっと議論として出てきたというふうに聞いております。

私も、戦争を放棄する。もちろん平和であるべきでありますので、この理念は本当に体したいと思いますが、実際の保安隊から自衛隊法に変わった現在の自衛隊というのは、専守防衛とそれから本当に防衛だけということで、果たして今の国連、国際社会に説明できるのかということがいろいろ今の新聞等にも書いてあります。やはり、今のままでいいのかについては、議論を相当尽くすべきだというふうに私も思っているところがございます。9条自体もそうです。

さらに、しかし96条の改正については非常にこれは重いといいますか、相当のお考えがあって3分の2にしてきたというふうに思っておりますので、これを今2分の1になりますと、改正はしやすくなるという具体的な数字のことも出てくるとは思いますが、果たしてそれでいいのかということも軽々には申し上げにくいものであるというふうに思っておりますので、もう少しこの議論の中身あるいは推移を見ていきたいというのが現在の心境でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いろいろるる村長は述べられましたけれども、いざここまで世論がもう憲法改正、もうマスコミ等で新聞等でも報道されています。私は今、村長のこの96条、9条に対しての思いをとりあえず最初に聞いているわけなんですけれども、その辺ははっきりしていただきたいと思っております。村長はどう思っているのか、9条を反対するのか、賛成なのか。96条が反対なのか賛成なのか、まず明確にそれを語ってください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 反対か賛成か、一緒くたにすばっとはいかないという状況であります。戦争を放棄する。これは当然でありますので、戦争なんかすることを望む人なんかいません。そのときに、専守防衛で（不規則発言あり）気持ちを、気持ちをというの。 （不規則発言あり）考えですから、戦争は反対であります。ただ9条だけでは連結しません。いろいろなところありますので、それで今平和憲法を維持するという公式になっております。ただ、平和憲法は守りたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 平和憲法は守りたいということでよろしいですか。平和を守る。平和を守るためには、やはり96条の改正も反対しなくてはいけないし、憲法9条の改正も反対しなくては平和憲法は保てないです、どこの国でも一緒ですけれども、憲

法によって今の平和は保たれてきていると私は思っております。この話でこういったら先へ進まないで、もう少し先へ進めさせていただきますけれども、この問題に対しては、古賀誠元自民党幹事長であり、さらにもと靖国神社に参拝する国会議員の会長です。彼が6月2日付日本共産党機関紙赤旗日曜版のインタビューに答えております。

憲法改正の発議要件を緩和する96条改正について、絶対にやるべきじゃないと強く反対をし、憲法は我が国の最高法規であり、ほかの法規を扱う基準と違うのは当然であると指摘をしております。さらに古賀氏は、今日の日本があるのは平和憲法が根底に強く存在していたことだけは忘れてはならない。憲法9条は世界の遺産であると言っているんです。これは今はもう議員やめられましたけれども、もう自民党の大物です。そういうことも言っています。

さらには、改憲派である小林節、学者、彼も日曜版に登板して、絶対反対であると、憲法9条改正は。これは先ほど私言いましたけれども、時の政権、今小選挙区でころころ変わってしまうわけです、今。民主党に行ったり、自民党に行ったり。そのたびにこの憲法が議員の2分の1で変えるようになったら、これはもう法律と同じくなくなってしまいます。だからみんな反対しているんです。そのことを1点に対して、古賀氏は憲法9条の2項は賛成だと言っているんです。あとは、共産党と一緒にだと、考えは。2項は要するに陸海空軍を認めるということが2項に書いてあるんですけれども、それ以外は一緒にだと。そういうことを言っているんです。村長も平和憲法は守らなくては行けないと。これは当然の話であって、でも、今、我々世代がこのことにはっきりノーと言わないと、自分たちの子どもや孫がこれに影響してくるわけです。だからそういった意味では我々が今しっかり世論で進んでいる憲法96条に反対をして、明確に反対していくべきだと私は思います。

私は、もうずっとこのことで世の中というか、生きてきました。私今ペンションやっていますけれども、ペンションの入り口には村長も来たことあるかどうか、見たことあるかどうかわかりませんが、「ペンション西の郷9条の会」という看板を掲げてお客さんには賛同する人は署名をしてもらって、今200名ぐらい、ずうっと書いてありますけれども、そういった意味では我々、村長、はっきりこの辺は明確にして、反対をすると。平和憲法を守っていくんだと。世界に誇る平和憲法、もとの先ほども言いましたけれども、自民党の大物政治家だって、これは守らなくては行けないと言っているわけですから、村長だって今聞いた話じゃないわけです、この憲法9条改正とかいろいろ話が出てくる話です。

結局、今先ほど村長が言った安倍首相がちょっと方向を変えたみたいだなんて言っているけれども、なぜそんなことを言ったかということ、もう7月参議院選をにらんでいるだけなんです。彼の気持は一切変わっていないんですから。参議院選で自民党が勝利することになったらこれは一気に進んでしまうわけです、その後3年間はまだもう国政選挙はないんですから、次の衆議院選挙まで。3年間でこれが一気にやられるとするならば、あるいはその先はもう決まってしまうたら、それに従うしかないです、

我々国民は。反対はしますけれども。そういった意味で村長にはこのことに対しては明確にやはり反対して取り組んでいてもらいたいと思うんですけれども、もう一度考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先輩議員の話、何かありました。1項はいいけれども、2項については反対。要するに専守防衛の自衛権を保持するということですね。結局、その部分が同意見ではないという問題です。結局、平和をもちろん目指すということは揺るぎありません。人を殺すこともこれはやるべきではない。しかし、ほかから攻められたらどうするんだという話が抜けているわけです。この部分がやはり一番の問題です。やはりそれを未然に防止する。あるいは核の抑止力にあるように、やはりパワーポリティックスで、このいわばそういった戦力は保持しないというふうに憲法に書いてあるのが通せるのであれば、これは世の中何の問題もありません。しかし、テポドンが北朝鮮から飛んでくるといった新聞があって、J-A L E R Tが発動される。7時38分にテレビに出て、何か飛んできました。どうするんですかと言われたときに、これはやはり何か対応しなければならんだろうということ、日本共産党も自衛隊は合憲だというふうに言っているわけです。

そういうことを踏まえたと、やはり平和をどのように持つかということになりますと、それについての今度は憲法改正論の入り口でありますので、入り口についても議論は相当尽くしてやってもらいたい。ただし、この平和憲法は維持するという基本原則は崩さない。これでいてもらいたいというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 攻められたらどうするんだと。それは我々も自衛隊を認めております。これの危険性というのはやはり憲法改正されるということは、集団的自衛権にも絡んでくるわけです。結局今は憲法9条があるんで、海外に行って戦争はできない状況になっていますけれども、今もうアメリカと安保条約結んでいますので、結局アメリカの行くところには自衛隊も一緒に行くと。とりあえず行けば殺し合いになります。それは戦争に行くわけですから。そういったことをやはり来たらどうするんだという話も当然あるし、ただやはり国際的な紛争を解決するにはやはり話し合い、今度のそんなのは詭弁だとか何かと言うかもわからないですけれども、今は全世界が動いているのはやはり非武装中立、軍隊は持たない、そういった方向で動いていると私は思うんです。

いろいろ村長は、はっきりした自分の考えを平和憲法は維持したいということだけ聞いたんですけれども、今これは各全国の自治体の長たち、長とかもと首長さんたちが集まって、やはりこの96条に反対するんだという会をつくっているんです。さらには各県の弁護士会も、今日の新聞も福島県の弁護士会ももうこれに反対していくというようなことで、もう全国で運動が広がっているわけです。そういった意味では、我が西郷村もそういった首長の会に村長が与しながら、やはりこの日本、戦争は絶対やってはいけないという気持ちで主導権を握って、村民を引っ張っていくべきだと私

は思います。

何回聞いてもこれ以上進まないような気がしますけれども、でももう一度言いますけれども、憲法96条、2分の1になったら本当に今のこの選挙戦でころころ変わってしまうんです。国民投票を制定されていると言いましたけれども、これだって投票の2分の1の賛成、要するに投票が4割だったら、2割の国民の賛成で憲法は変えられてしまうわけです。そういう危険性はもう目の前に来ていると私は思うんです。そういう意味ではやはり国民、村民を守るという立場で、やはり明確に反対をしてやっていってほしいと私は思います。

このことに関しては、まだまだこれから本当に直近の課題になってくるのかなと思いますので、次の質問に入らせていただきます。（不規則発言あり）いや、平和憲法守っていくということで、とりあえず。

次に、予防接種の助成について伺います。

1つ目として、今日の昼もNHKのニュースでやっていましたけれども、風疹の予防接種の助成ということでお伺いいたします。

風疹患者は今年に入ってからワクチン接種率の低い20代から40代の男性を中心に1万人余も、今日の昼のニュースではもう既に1万人を超えたというニュース、報道でありました。これは昨年患者数のもう4倍になっていると報道されております。風疹の予防接種は1977年8月から1995年4月までは女子中学生のみ接種しておりましたが、風疹の流行を防ぎ切れず、妊婦さんを守ることができなかつたため、男女の幼児を対象に変更されております。この変更のはざまに入った接種率の低い女性では25歳から34歳、男性は25歳以上の方々が大半を占め、その約8割が男性と言われております。

現在では、先ほど申しましたけれども、ワクチンの効果を高めるために、1歳と小学入学前の2回ワクチンを接種することになっております。一番何が風疹にかかると怖いかということは、妊婦の方が風疹に感染すると、赤ちゃんの目や耳、心臓に傷害が出ることもあり、妊娠中は予防接種ができないので、夫や同居家族、職場の同僚などが予防接種を受けることが大事だと言われております。しかし、予防接種費用が5,000円から1万円と高いため、なかなか接種を受ける方が少ないため、東京都をはじめ多くの自治体で風疹非常事態宣言を出して接種費用の助成を実施しております。

新聞等にも出ていましたけれども、福島県内では郡山市が4月1日にさかのぼって子どもたちの健康を守り、女性と子どもが輝くまちをつくり推進するためとして、県内では初めて摂取助成することが決まりました。助成費用は風疹と麻疹の混合ワクチンで5,000円、風疹ワクチンで3,000円です。村としても子育て支援の一環として早急に対策をとるべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 風疹の予防接種についてお答えをいたします。

おただしのとおり、風疹の障害児の出現率、非常に高いこともわかってきました。

いよいよ関西、関東から東北地方に及んできていることを承知しているところでございます。現在、村としましては、9月実施をめどにいろいろ中身について今検討しているところでございます。医師会といろいろなるべく蔓延が止まるように祈っておりますが、なかなかお話しのとおり、テレビ、新聞にも出るようになってまいりましたので、そういった対応でいきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の答えでは、9月実施をめどに今検討中ということですがけれども、この風疹は本当に急速にはやっております、既に子どもに障害が出ているのが11名いると報道されております。結局そういう接種していない男の人が多いということで、妊婦の夫や職場の同僚など、そういったところが感染して相当な風疹患者が出ていると。9月から実施と言っていますけれども、もう郡山市では既にもう始まっているし、これ待てないんです。妊娠している方も当然西郷村にもおりますし、できれば早急に9月なんて言っていないで、9月になったら多分風疹のあれは下がってしまうと思うんです、やはりは。ただ夏の最初ぐらいまでかなとは報道されておりますけれども、それではもう遅いんで、できれば、やはり大したお金じゃないと思うんです。とりあえず、妊婦の夫とその家族ですか、そういった方にだけはぜひ予防接種の助成をするべきだと思いますけれども、もう一度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨はよくわかっているつもりです。どう広がっていくかと。職場が一番多いと今のところ統計上出ております。そうしますと、今度は家族間という問題になって、広がっていきますので、その範囲、あるいはやり方等について医師会等も今調整しますので、なるべく対応、変なふうにならないように、今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番、藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） なるべく早くということなんですけれども、先ほども言いましたけれども、もう11人。先ほどのテレビでは毎週1,000人近い人が風疹にかかっていると。お隣の茨城県でももう60人超え100人近い、宮城県でもそのぐらいいっているということです。福島県内でもまだ最近のデータはわからないですけれども、5月中でも18名出ているということを聞いております。まず、その風疹の流れ、あると思うんですけれども、西郷近辺というか、県南では出ているでしょうか。そういう風疹になった方は。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 6月9日現在の数字が出ています。県内は23人で県南は1人あります。県中も1人ということです。会津も1名。それから県北、旧いわき市、旧郡山市2人ということもありました。大都市ですから、県北、いわき市が多いというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 実際に福島県でもう23名、これは一気に増えていくんで、県南

で1人、西郷村ではないそうですけれども、ぜひこれはもうかかって、本当に妊娠している人なんかがつった場合はそういう可能性があるわけです。すると中絶を迫られたりするわけでしょう。あれは西郷村の町一帯というのは、多分知っていると思うんです、もう関係課は。どういった方々、そういった方々に広報をしつつ、やはり助成、ある厚生省のお話によると、もうそのワクチンが間に合わないだろうというようなことも言っているんです。じゃ、そういった意味ではぜひ西郷村の子育ての一環であるし、そういった妊娠された方が一生の負い目を抱えて生きていくことがないように、やはり早急な対策をつくってほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりだと思います。実態は関東からこちらに来つつあるという情報が出てきましたので、急ぎ対応してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 急いで対応するということですが、一応テレビでは少しこのところNHKかな、毎日のように特集というかニュースをやっていますけれども、知らない人もいると思うんで、そういう対象者、多分いると思うんです。そういった人たちにはもう十分注意するように、一刻も早く村で助成してワクチンを打つように。自分で実費で打つというような人もいるんでしょうけれども、なかなか職場関係、そういったところの男の人は打たないでも済むという考えなんで、そういったのも感染する可能性たくさんあるんで、早急に対処していただきたいと思います。

続きまして、インフルエンザ予防の助成についてお伺いします。

これまで、インフルエンザ予防接種に関しては何度か私、この場所で質問をさせていただいております。インフルエンザはいつも言うように、平成6年から定期接種から任意接種になりましたけれども、その後やはりインフルエンザにかかる、そうやっていろいろな型のインフルエンザがその都度日本に入ってきたり、流行するというところで、多くのもう自治体で助成をしているところがあります。インフルエンザに感染すると、子どもや高齢者が多く感染するんですけれども、毎年のように、学級閉鎖や学校行事の自粛などになります。さらには重症化すると医療費の負担が高くつくということで、各自治体は助成していると思うんですけれども、この近辺では泉崎村で18歳まで助成していると聞いております。ぜひ、西郷村でも18歳まで、これも子育て支援ですけれども、ワクチンの助成をするべきだと思います。

平成22年度に西郷村でも18歳まで負担をしたことがあります。村長は知っていると思うんですけれども、そういった意味ではできないことはないと思うんです。それに、子ども医療費、西郷村はいち早く18歳まで無料化していただきました。本当に皆さん喜んでいらっしゃるところでございますけれども、その後、3・11の震災で今県のほうでちょっと変則的ですが、18歳まで個人負担が無料になっております。そういった費用を鑑みれば、インフルエンザの予防接種の助成、村長の判断で私はすぐ実現可能だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話しのとおり、平成5年までは児童・生徒を対象といたしまして集団予防接種をしてまいりました。ワクチン接種の有効性や健康被害が問題になって止まったという経過があります。平成6年、予防接種法が改正されまして、定期接種対象から外されたということでもあります。

昨日、一昨日、昨夜の話でまた、子宮頸がんワクチンの話が出まいりました。結局同じことになるのかなど。やはり予防接種についての効果は当然重篤になる、あるいは死亡から守るといったことはありますが、副作用で全身痛くなって歩けなくなったりとか、得体が知れない。要するに原因がはっきりしないうちは積極的に進められないだろうと。1つはやはり予防接種法の対象であれば、補償といえますか、そういったことも動くわけですが、これから外されてしまいますと自己責任になってしまいます。ここが一番おっかないところです。結局、医学はもう少し進歩すべきである。あるいは、今の原因結果を明らかにして、速やかに予防接種が確立して、重篤なあるいは死亡そういったものに陥らないようにする。これが目標であります。

問題は、確率論とか新たな副作用の状態等がむしろ予防接種より重篤なほうを引き起こすといった事例が見えたために、現在の状況になっているわけでありますので、議員お話しのとおり、全部やってみんな本当に安心だというふうになれるように、国もやっているんだと思いますが、もうちょっとこれを見る必要があるのかなというふうに思っておりますので、ご提言はよく知っておりますので、ちょっともう少し研究させていただきたいと思えます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 村長の答弁だと、私、2回もインフルエンザは質問しているんですけども、まるっきり毎回同じ答弁であるし、副作用の問題とか。じゃなぜほかの自治体でこれを助成しているんだと。宮城県ではもう仙台市以外は全ての自治体でもう助成しているわけ。あるところでは無料化もしていますけれども。そういった意味ではいつも思うんですけども、私ここで質問しても村長はその後何も調べていないのかなと、毎回いつも思います、私は。やはり違った答弁なり、村長はそんなことを言うのであれば、先ほど言いましたけれども、22年度助成しているわけです。じゃ何で助成したんですか、そういった辺の副作用とか何か認めるということをつも言っているのであれば。

何か、村長はそういう人かなとはいつも思ってここに立っているわけですけども。私は、じゃちょっと百歩譲ってこの西郷村でやはり多くの子どもたち、ましてや、あ

と65歳以上は、1,000円の自己負担でやっておりますけれども、高校受験、大学受験する子どもたち、ちょうどその時期にインフルエンザがはやるんです。だから、受験生たち、中学3年なり高校3年生なり、この子どもたちはやらない人はいないと思います、私も子どもいてやらせましたけれども。ここには高校はないんです、村長。高校がないから結局お金もかかるわけです、交通費なり何なり。毎年のように高校の定数も減らされている。そうするとその先に行くしかないわけです。棚倉なり、光南なり、郡山なり、子どもたちに少しはやはりそういった意味で村で手当てしてやるべきじゃないですか。親はやはり大変な思いでこの子どもを育てていっているんです。せめてそのぐらいは受験生、最低でも受験生ぐらいには、調べてもらってもいいですけども、全ての子どもたちはインフルエンザ予防やっていますから、受験生は特に。そういった部分に最低限補助していただきたいと思うんですけども、その辺もどうでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほどの副作用の問題とか、いろいろ申し上げましたが、だんだん研究が進んできております。幼児については、効果の数字も出ますね。20%、30%とか。それはお話しのように、高校、大学の受験生ぐらいになりますと、体力も上がってくるということもありますので、この点については議員お尋ねのとおり、100%しているとするならば、その可能性と副作用のこともあるだろうと思いますけれども、それもよく見て今後検討させていただきたいと思います。

ただ、やはり1つではやはり解決しないです。ワクチンは何種類もとにかくある。鳥インフルとは関係ないし、それ以外のワクチンについても例えばインフルエンザの型が6つも7つもある。来年はどうなのかといった問題もありますが、ただ、世代等によってはまた確率の違うようなところもありますので、さらに検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） その年によって、インフルエンザの感染するあれがいろいろあるということはわかっておりますし、西郷村だけの問題じゃないわけです。ほかで全部やっているわけですから、泉崎でも先ほど言いましたけれども、18歳以下の方は助成をしていると。まだ今、村長のほうからちょっと受験生には考えてみたいと。100%しているかどうかということもありましたけれども、恐らく100%私はしていると思います。インフルエンザにかかって受験できなかったらもう終わりですから、そのために親は絶対打たせているはずなんです、厳しい経済状況の中でも。だからそれだけは早急に検討していただいて、そういった方向でやっていただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。

次に、西郷村つどいの広場事業についてお伺いします。

つどいの広場は社会福祉協議会に委託をして運営をしております。これまでの経過もいろいろあると思いますけれども、旧みずほ保育園で事業をやっておったそうです

けれども、3・11の震災で、建屋が壊れたということで使用できないということで、それから2年余り、今年の4月までは社会福祉協議会高齢者支援センターの中の1室を借りて事業をやっていたということです。でも、3月にインドアパーク、キッズにしごうがオープンしまして、つどいの広場もその一角でやってほしいと、その協議があったかどうかは私はちょっとわからないんですけども、その中で4月1日からそちらで運営しておりますけれども、先日、私その場所を見してきました。

そうしたらインドアパークの遊技場の一番隅に当然戸だてはないし、子どもたちも当然入ってくるし、ボールも飛び込んでくるし、そういったところでつどいの広場が開かれておりました。当然指導者はあそこの中でただ立っているだけです。子どもはもう目の前の遊びをしたくて、親はそれを追いかけているだけという状況なんです。

この事業の目的、当然村長も知っていると思うんですけども、この目的は主に乳幼児を持つ親とその子どもが気楽に集い、交流を図ることや、情報交換ができる場を提供することにより、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としております。そういった意味では、あそこではこの目的に沿った広場事業がやれないということです。

そういった声がお母さんたちからありまして、5月28日に、子育て支援の一環として私ども文教厚生常任委員会の所管事務調査として福祉課、さらには社会福祉協議会、つどいの広場の職員と懇談をいたしました。その中で、いろいろ私どもも勉強不足というか、そういったところに足を踏み込んだことがなかったんでわからなかったんですけども、その中で、いろいろなお母さんから、つどいの広場がキッズランドにしごうに移動してからの利用者の声ということで、いただいておりますけれども、何点かちょっと読み上げてみたいと思うんです。

キッズランドに入り、つどいの広場にカードを出しに行く。子どもは遊びたいので動き回り、それに親がついて回るので、子どもたちは十分に遊べて楽しいのですが、スタッフさんに聞いたことや相談したいことがあっても何もできません。帰りにカードをもらう、それで終わりです。キッズランドは子どものための室内遊戯場なので、それは当たり前だが、つどいの広場は子育て支援が目的だと思うので、根本的に内容が違っていると思う。

次に、二、三点報告したいんですけども、本来つどいのような子育て支援施設というのは、震災や放射能など関係なく、核家族化で居場所がなく、家に引きこもりがちなおとなと子の居場所づくりという意味合いが強いと思うのですが、キッズランド内に移ってからはそういう場所はなくなってしまった。

県外から嫁いできた方、転職で引っ越して利用していた方が多く、ママ友達をつくりやすい環境だったが、今の場所でママ同士、ゆっくり話もできないので、友達が欲しい人もなかなかお友達をつくることのできない状況だと思う。

後で、村長、これを担当課からもらって見ればいかに切実かと。本当に子育ては、ましてこういった放射能汚染されでいる村で育てていく、どうしたらいいんだと。相談する人もいない。以前は個室というか、そういうのをやっていたので、いろいろな

指導なり受けて、相談なりしてやってきたけれども、今のキッズランドではもうつどいの広場は目的は果たされないということを訴えられました。いかに、社会福祉協議会のほうに事業移行しているとしても、やはり村の子どもは私たち村民全部で育てると、村長もよく言っているように。そういった意味では村長がそこまで目が届かなかったかどうかわからないんですけども、早急にこの場所を改善するなり、するべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） つどい広場の意見についてはおただしのことも含めていろいろ伺っております。やはり、少し目的といいますか、場所柄ちょっとそぐわない部分があって、困っているという話、子どもがひとりでに遊具のほうに行ってしまうということで、なかなか子どもを身近に置きながら話をすることができないということで、そもそも震災の以降のやはり場所の確保ができなかったことに由来するわけであります。3月26日から始まって、もう3か月近くになりますが、その中においてこういった意見があるということについては、やはりよく考えていきたいと。1つは、やはりほかに場所が必要であるという声は何か多そうでありますので、そういったことの確保がどうできるのかということをしていろいろ施設を見ながら、福祉協議会の皆様と、あるいは我が方の担当等も見て、よくご意見を伺いながらそういった方向で検討に入るという気持ちで今いるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 早急に検討入りしたいということでよろしいでしょうか。

この件に関しては定例会にも陳情が上がっておりますので、本当に早急に考えて、相手の言い分も聞きながら、担当課とも話しながら、我が党としては検討してきていただきたいなと思います。

私は先ほどから言っていますけれども、村長に本当に言いたいことは、先ほども申しましたけれども、子どもは村の宝だとか、子育てしやすい村づくりなどと言っているけれども、私から見れば、何の政策も支援も見られないと。検討する。じゃ、検討して本当にその検討結果を何らかの回答なり何か持ってきていただければ、じゃ次に生かせるわけですけども、毎回毎回同じような質問をするようでは、そして答えも毎回同じような答え、これではやはり議会で私たちここで一生懸命頑張ってお質問しても、感じられないです、村長の態度が。

放射能対策にしても午前中もいろいろご意見がありましたけれども、それは村長が町村会の会長で忙しいと、それもありませんけれども、あくまでも村長は西郷村の村長であって西郷村の子どもを守っていかなければいけない立場なんです。村民を守っていかなければいけない立場なんです。

この間、子どもの健康問題、放射能に対する健康問題、さらには損害賠償問題や国、東電に対しての交渉、さらにはインドアパークなり今度行われるリフレッシュ事業なりは、全て議員の提案からやってきたというのが事実なわけです。そういうことで、それでなおかつ私が聞くのには、何かいいことは村長はやったんだと。何か問題があ

ればあれは議会が悪いんだと。そういった声も聞くわけですが、私も、村民の方から。そういった意味では私は納得いかないし、もう少し議会ともそうですけれども、腹を割って話し合ったり、やはり村のために村長も我々も一生懸命やらなくてはいけないと思うんです、そのためにここにいるわけですから。そういった意味では我々とも腹を割って話し合う場を持ってやはり村の前進のため、子どもたちを本当にまだまだ放射能高いんだし、そういった意味では話し合っていくべきじゃないかなと思います。

以上で、今日は質問終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日6月19日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時57分）